

**千葉市新清掃工場建設及び運営事業  
第1回入札説明書等に係る質問への回答【入札参加資格以外に係る質問】**

平成30年6月12日

千葉市

千葉市新清掃工場建設及び運営事業 第1回入札説明書等に係る質問への回答【入札参加資格以外に係る質問】

No.	資料名	頁	項目								タイトル	質問内容	質問回答
1	入札説明書	8	III	12	(7)	イ					想定されるリスクの分担	本市と民間事業者のリスク分担の詳細は、基本契約書(案)、建設工事請負契約書(案)及び運営業務委託契約書(案)において定めるとありますが、各契約書(案)に定めが見受けられません。ご提示をお願いします。	個別のリスク分担の内容は、各契約の条文中に定めております。
2	入札説明書	16	V	3	(1)	ウ	(エ)				運営業務委託費 価格審査	運営業務委託費が入札書対照価格を構成する運営業務委託費を超過する場合、応募者が理由を説明する時期と提示する様式をご教示ください。	様式7-1別紙として任意の様式で提出してください。
3	入札説明書	16	V	3	(1)	ウ	(エ)				価格審査	入札価格における運営業務委託費が、入札書対照価格を構成する運営業務委託費を超える場合には超過する理由を示すこととありますが、こちらは様式5-1注)6にあるように、入札金額の内訳を任意の書式で後日提出するという理解でよろしいでしょうか。	本表No.2を参照してください。
4	入札説明書	17	IV VI	1	(1)						特別目的会社の設立	運営・維持管理業務開始前の運営事業者の所在地は千葉市外の代表企業等の事務所でも御了解頂けないでしょうか。所在地を設けるためには、事務所賃借費用等が必要です。運営・維持管理業務前の費用を抑制して、事業費増大の防止を考えています。	ご提示の提案を認めます。ただし、運営・維持管理業務開始後は千葉市内に設けることとします。
5	入札説明書	18	VI	5	(2)	ア	(イ)				運営業務委託契約	契約期間中の契約保証金として納付する年度運営費の100分の30に相当する金額について、年間運営費とは運営委託契約金額の20分の1(事業期間を通じての平均金額)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、基本契約書(案)8ページの「運営保証対象額」の定義を参照してください。
6	入札説明書	18	VI	5	(2)	ア	(イ)				契約保証金等 運営業務委託契約	契約保証金は、銀行保証、履行保証保険、保証事業会社保証のいずれかを付保することが一般的であると思料します。本条件では運営業務委託契約締結時から運営期間の終了までの長期間(20年以上)担保する保証若しくは保険となり、保証若しくは保険の付保自体が困難なことが懸念されます。従って、運営業務委託契約の締結時に差し入れるのではなく、業務の履行を保証する当該運営年度開始時に差し入れることとさせていただきますでしょうか。	本表No.5を参照してください。
7	入札説明書	18	VI	5	(2)	ア	(イ)				運営業務委託契約	運営業務委託契約の履行保証に係る「年度運営費」とは運営業務委託契約の契約金額を20で除した金額という理解でよろしいでしょうか。	本表No.5を参照してください。
8	入札説明書	18	VI	5	(2)	ア	(ア)				建設工事請負契約	建設事業者としてJVを組成する場合、土建工事、解体工事、設備工事ごとに、契約保証金を差入れることは可能でしょうか。	不可とします。代表企業が一括で差入れてください。
9	入札説明書	22 21	VII	5							現地見学会の開催	現地見学会では、既設工場内部にも立ち入ることが出来るとの理解でよろしいでしょうか。解体工事に関してより良いご提案・見積りの参考とするためご配慮をお願いいたします。	ご理解のとおりです。
10	入札説明書	22	VII	5	(5)						見学に当たっての注意事項	見学会への参加者は10名以内とありますが、人数を最大15名以内としていただくことは可能でしょうか。応募者の構成員および協力企業各社から提案・見積りの担当者が参加し、より良い提案が出来るよう、ご配慮をお願いいたします。	ご提示の提案を認めます。

No.	資料名	頁	項目								タイトル	質問内容	質問回答
11	入札説明書	22	VII	6	(5)						質疑事項の公表	様式4-2で事前にご提出する質問事項について、対面での対話時においてご回答がいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	対面での対話時の時点における回答を口頭でお伝えしますが、公式の回答については、第2 回入札説明書等に係る質問へ回答公表の書類によるものとなります。
12	入札説明書	24	VII	10							開札	開札予定日について、おおよその時期をご教示願います。	平成30年11月下旬を予定しています。
13	入札説明書 添付資料-3	3/4	添付資料-3	2	(2)						運營業務委託費	運営変動費(円)＝処理対象物量(実績)(t)×変動費単価(円/t)における処理対象物量(実績)は、『DCS帳票で表示される各月に搬入されたごみ量』と認識すべきでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	入札説明書 添付資料-3	3/4	添付資料-3	2	(2)						対価の支払い方法 運營業務委託費	実績処理量(実績)とは、ごみ計量機で測定したごみ搬入量と理解すればよろしいでしょうか。	本表No. 13を参照してください。
15	入札説明書 添付資料-3	3/4	添付資料-3	3	(1)						改定方法	運営固定費は、ごみ量変動で改定される記載がございません。固定費なので基本的には、ごみ量による変動はありませんが、ごみ量が計画よりも著しく増えた場合、設備稼働増、受付人員増等の事態が生じる可能性があります。こうした状況に陥った場合は、委託料の改定を協議させて頂けないでしょうか。	協議には応じます。なお、ごみ量が著しく増加した場合に、その増加具合等を勘案して委託料改定が合理的であると本市が認めた場合には、改定する可能性はあります。なお、ごみ量の著しい減少等の場合に、同様の判断により減額の方向で改定することもあり得ます。
16	入札説明書 添付資料-3	3/4	添付資料-3	3	(2)						許容範囲の考え方について	改定の頻度は年度毎とされていますが、年度中においても急激な物価上下落が生じた場合は、貴市と改訂頻度を協議させて頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
17	入札説明書 添付資料-3	3/4	添付資料-3	3	(3)						各年度のインデックスの設定方法	入札年度のインデックスについては、平成30年4月から平成31年3月までのインデックスの平均値を採用するとありますが、入札時期よりインデックスの時期が未来になっており、入札時期とインデックスの時期との整合性を図っていただけませんか。各年度のインデックスが前々年度の7月から前年度の6月までとあるように、入札提案における平均値は平成28年7月から平成29年6月までの平均値としていただけませんか。	平成29年7月から平成30年6月までの平均値とします。
18	入札説明書 添付資料-4	2/7	添付資料-4	2	(1)						減額等の措置を講じる状態	計画ごみ質を逸脱する高濃度の塩素、硫黄等が搬入され、排ガスが公害防止器基準を超過した等の民間事業者の責によらない停止の場合(2)減額措置の手順(ア)停止に至った原因と責任の究明の手続きを経て、減額等の対象にならないこともあると理解してよろしいでしょうか。	個別具体的な事情によりますのでお答えできません。
19	入札説明書 添付資料-4	4/7	添付資料-4	3	(2)	イ	(ウ)				財務状況モニタリング	当該監査済財務書類を公開することができるものとするされていますが、会社法の定めによる公告の義務以上の公開は、ご容赦頂けないでしょうか。財務書類は、運營業業者のコスト競争力等、同業他社に公開しがたい情報が含まれています。従って、会社法以上の対応はご容赦ください。	事業の公益的な性格上、原案のとおりとします。なお、事業者の競争上の地位その他の正当な利益を害すると認められる情報については、公開の方法について協議いたします。

No.	資料名	頁	項目								タイトル	質問内容	質問回答
20	入札説明書 添付資料-5	1/1	添付資料-5	1	(1)						本施設建設中の組立保険	組立保険では建物、資材等に損害が発生した場合に対応できないため、土木建築工事部分については、建設工事保険へ加入する事でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	要求水準書 設計・建設業務編										[ ] の意味	[ ] で記載された項目につきましては、変更提案が可能と理解してよろしいでしょうか。	空欄は民間事業者の提案により記入、記入済みの項は本市の指定としています。
22	要求水準書 設計・建設業務編	1.1.1	第1章	第1節	6.						事業実施区域面積	建設工事の仮設事務所は、共同住宅撤去跡地に設置してもよろしいでしょうか。	不可とします。共同住宅（旧職員住宅）については、平成33年度に解体工事に着手し、速やかに本市に引き渡してください。なお、当該用地は、余熱利用施設の計画地であることから、引渡し後は本市が管理を行います。
23	要求水準書 設計・建設業務編	1.1.1	第1章	第1節	8.	1)					全体計画	「添付資料2を参考」とあり、添付資料2には配置計画の留意点の記載がありますが、さらなる提案の向上が見込まれる場合は、添付資料2の配置計画にとらわれず、部分的に変更してもよろしいでしょうか。	原則、要求水準書添付資料2のとおりに提案してください。
24	要求水準書 設計・建設業務編	1.1.2	第1章	第1節	8.	<del>(1)</del> 1)	(1)				既存設備解体 全体計画	「敷地内には、既設北谷津清掃工場、プラズマ熔融センター、共同住宅等があり、また、地下には旧焼却施設の地下部分が残っている。これらを全て撤去し、新工場を建設する」とありますが、「要求水準書 添付資料12 (2) 解体工事工程表(案)」に記載されている通り「旧職員住宅エリアの基礎杭は新工場エリア外のため残置」することも可能との理解でよろしいでしょうか。 また、新工場エリア内において新工場建設に干渉しない旧焼却施設の地下部分は残置の提案をお認めいただけないでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
25	要求水準書 設計・建設業務編	1.1.2	第1章	第1節	8.	1)	(10)				玄関棟 全体計画	「見学者の駐車場から見学者説明室への動線の安全性に配慮し、玄関棟を設置すること。」とありますが、見学者が車路を横断せずに工場棟の見学者説明室へアクセス可能な場合は、独立した玄関棟を設置しない提案をお認めいただけないでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
26	要求水準書 設計・建設業務編	1.1.2	第1章	第1節	8.	1)	(3)	<del>(3)</del>			全体計画	「計量棟及び計量機を、搬入車の待機スペース、搬入退出時の計量を考慮し2箇所設置すること」とありますが、搬入車の待機スペースの確保及び退出時の計量を考慮した上で、計量棟を1箇所としてもよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
27	要求水準書 設計・建設業務編	1.1.2	第1章	第1節	8.	1)	(5)				建物高さ	「煙突の高さは130mとし、建物高さは煙突高さの2/5以下とすること。」とありますが、建物高さは52m以下との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目								タイトル	質問内容	質問回答	
28	要求水準書 設計・建設業務編	1.1.3	第1章	第1節	9.	1)	(2)	②				最大降雨量	外構設備や建物の樋等の設計においては、「雨水流出抑制指導基準：平成27年4月千葉市」の降雨強度「111.11mm/時」を採用しますがよろしいでしょうか。最大降雨量として記載されている時間最大68mm/時は参考値とします。	設計においては、関係機関と協議のうえ、各種法律、基準、指針に準拠してください。
29	要求水準書 設計・建設業務編	1.1.3	第1章	第1節	9.	2)						都市計画事項	市街化調整区域ということから、日影規制、並びに法22条地域は指定なしと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	要求水準書 設計・建設業務編	1.1.3	第1章	第1節	9.	2)						都市計画事項	日影規制について記載がありませんが、市街化調整区域内でも指定される場合があります。地方公共団体の条例で指定されている場合もありますが、指定なしとの理解でよろしいでしょうか。	本表No. 29を参照してください。
31	要求水準書 設計・建設業務編	1.1.3	第1章	第1節	9.	4)	(2)					用水	プラント用水は上水とありますが、井水の使用は認められないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	要求水準書 設計・建設業務編	1.1.3	第1章	第1節	9.	4)	(3)					ガス	都市ガス（中圧A）とありますが、建設場所周囲には都市ガスが供給されていません。貴市の負担にて2023年度中には敷地境界線の取合い点までガス管が敷設されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	要求水準書 設計・建設業務編	1.1.3	第1章	第1節	9.	4)	(4)	(4)				排水	下水道に放流可能な時間規制等の制約があればご教示願います。	関係機関と協議のうえ、各種法律、基準、指針に準拠してください。
34	要求水準書 設計・建設業務編	1.1.3	第1章	第1節	9.	4)	(4)					排水	設計・建設業務の中で設計・建設業務対象区域で発生する生活排水及び工事排水は下水道放流という理解でよろしいでしょうか。	本表No. 33を参照してください。
35	要求水準書 設計・建設業務編	1.1.4 3.3.2	第1章 第3章	第1節 第3節	9. 2.	4) 5)	(4) (2)					敷地周辺設備 排水—雨水 排水 既設調整池	雨水は下水道放流ですが、既存調整池（敷地北西部）の既設置ポンプ（循環用、移送用）を取替する場合のポンプ容量についてご教示願います。	雨水貯留槽を建物下部に計画することを想定していますが、そのみで必要とする容量を確保できない場合は、既設調整池を利用し、必要とする容量を確保してください。その場合のポンプを指しています。必要なポンプを任意で設置してください。
36	要求水準書 設計・建設業務編	1.1.4	第1章	第1節	10.							工期	現在政府主導で推進されている週休二日制が建設業全般に導入された場合、現地工事期間が現状想定では厳しくなる可能性があります。その場合は、工期期間についてご協議いただけませんかでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
37	要求水準書 設計・建設業務編	1.1.4	第1章	第1節	10.							工期—(土壌調査)—	事業年度毎工程表に「土壌汚染関連」として「土壌調査」が示されていますが、当該調査は事業者の工事範囲外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目								タイトル	質問内容	質問回答	
38	要求水準書 設計・建設業務編	1.2.1	第1章	第2節	1.	2)	(2)					ごみ組成	灰分の処理方法をより正確に検討するため、下記についてご教示いただけないでしょうか。 「可燃ごみ+破砕可燃残渣+破砕不燃残渣」中の ①鉄・アルミ・非鉄の含有量 (要求水準書 添付資料20「他所灰のごみ質」中の「2.鉄・アルミ・非鉄比率」と同様) ②灰分中主成分比率 (要求水準書 添付資料20「他所灰のごみ質」中の「3.主成分比率」と同様)	①参照資料を追加します。「破砕不燃残渣」については、要求水準書添付資料21「「可燃ごみ+破砕可燃残渣+破砕不燃残渣」算出時使用ごみ質分析結果」を参照してください。なお、「可燃ごみ」「破砕可燃残渣」のデータはありません。 ②ご提示の分析データはありません。
39	要求水準書 設計・建設業務編	1.2.1	第1章	第2節	1.	2)	(2)	①				ごみ組成 可燃ごみ+破砕可燃残渣+破砕不燃残渣	ごみ質の出現頻度を考慮した最適な設備設計を実施するため、「可燃ごみ+破砕可燃残渣+破砕不燃残渣」(要求水準書 設計・建設業務編 1.2.1)の組成算出に使用されたごみ質分析結果についてご開示いただけますでしょうか。	参照資料を追加します。要求水準書添付資料21「「可燃ごみ+破砕可燃残渣+破砕不燃残渣」算出時使用ごみ質分析結果」を参照してください。
40	要求水準書 設計・建設業務編	1.2.2	第1章	第2節	1.	2)	(2)	②	②			他所灰(焼却主灰)	他所灰中のダイオキシン類の含有量は3ng-TEQ/g以下との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	要求水準書 設計・建設業務編	1.2.3	第1章	第2節	5.	1) 2)						搬出入車両	搬出入車両の全長・全幅・全高、ホイールベース、最小回転半径等の寸法をご教示願います。	搬出入車両(最大) 全長: 9,450[mm] 全幅: 2,490[mm] 全高: 3,400[mm] ホイールベース: 5,115[mm] 回転半径: 7,900[mm] ダンプ時全高: 7,300[mm]
42	要求水準書 設計・建設業務編	1.2.3	第1章	第2節	7.	1)						運転方式	「全休炉(原則15日間)」とありますが、年間発電量を最大化させる等の観点から全休炉期間については事業者提案としてもよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
43	要求水準書 設計・建設業務編	1.2.3	第1章	第2節	7.	2)	(5)					余熱利用設備	若葉いきいきプラザへ供給した温水は、全量本施設に返送されるとの理解でよろしいでしょうか。その場合の戻りの条件(温度)についてご教示願います。また、北谷津温水プールに供給した蒸気の戻り条件(蒸気または復水、温度)についてご教示願います。	前段については、返送はありません。後段については、要求水準書添付資料17を参照してください。
44	要求水準書 設計・建設業務編	1.2.3	第1章	第2節	7.	2)	(5)					余熱利用設備	本施設の契約電力は、本施設で必要となる電力量に、若葉いきいきプラザ「108kW」と北谷津温水プール「360kW」を加えて設定するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	要求水準書 設計・建設業務編	1.2.3	第1章	第3節 第2節	7.	2)	(5)					余熱利用設備	本施設の契約電力は、本施設で必要となる電力量に、場外施設で使用する最大電力量「若葉いきいきプラザ:108kW」と「北谷津温水プール:360kW」を加えて設定するものと考えてよろしいでしょうか。	本表No.44を参照してください。
46	要求水準書 設計・建設業務編	1.2.3	第1章	第2節	7.	2)	(5)					余熱利用設備	若葉いきいきプラザ 108kW、北谷津温水プール 360kWは、最大需要電力と考えてよろしいでしょうか。(電気設備の容量算出の為)	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目								タイトル	質問内容	質問回答	
47	要求水準書 設計・建設業務編	1. 2. 3	第1章	第2節	7.	2)	(5)					余熱利用設備	施設全体の受電点での力率の確認のために若葉いきいきプラザ108kW、北谷津温水プール360kWの力率をご教示ください。	参考として、若葉いきいきプラザが平成29年4月使用分で力率が100%、北谷津温水プールが平成29年2月使用分で力率が99%となります。
48	要求水準書 設計・建設業務編	1. 2. 3	第1章	第2節	7.	2)	(5)					余熱利用設備	北谷津温水プールに設置されている熱交換器の使用可能最高温度についてご教示願います。	180℃を想定しています。
49	要求水準書 設計・建設業務編	1. 2. 3	第1章	第2節	7.	2)	(5)					余熱利用設備	若葉いきいきプラザへ70℃温水を供給する計画となっていますが、プラント全休炉時には温水を供給しなくともよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	要求水準書 設計・建設業務編	1. 2. 3	第1章	第2節	7.	2)	(5)					余熱利用設備	北谷津温水プールへ蒸気を供給する計画となっていますが、プラント全休炉時には蒸気を供給しなくともよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	要求水準書 設計・建設業務編	1. 2. 3	第1章	第2節	7.	2)	(5)					余熱利用設備	場内給湯設備については発電電力を利用する方式としてよろしいでしょうか。	ご提示の提案を認めます。
52	要求水準書 設計・建設業務編	1. 2. 4	第2章 第1章	第2節	7.	2)	(8)					スラグ・メタル処理設備	貯留搬出はピットアンドクレーン方式となっていますが、実績のあるヤード方式又はバンカ方式を採用することは可能でしょうか。また、その場合、スラグクレーンは設置しない計画としてよろしいでしょうか。	ヤード方式については、要求水準書(案) 添付資料4に記載の図面に示す平面計画範囲内に収まる場合は、提案を認めます。バンカ方式については、認めません。
53	要求水準書 設計・建設業務編	1. 2. 4	第1章	第2節	7.	2)	(10)	(10)				排水処理設備	ごみ汚水の処理について、「炉内または燃焼室蒸発酸化処理」とありますが、燃焼安定化の観点から、ごみ汚水はごみピットへ返送し、ごみと共に蒸発酸化処理する方式の提案をお認めいただけないでしょうか。	ご提示の提案を認めます。
54	要求水準書 設計・建設業務編	1. 2. 5	第1章	第2節	9.	2)						排水基準値	プラント排水(余剰分)は下水道放流するため、下水道法及び千葉市下水道条例で定める排除基準を遵守することとありますが、下水放流しないプラント排水については、施設内で再利用するために必要な水質に処理することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	要求水準書 設計・建設業務編	1. 4. 1	第1章	第4節	1.	2)						材料及び機器 使用材料規格	「原則としてJISなどの国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器などであること。」とありますが、海外製作の場合、成分・強度がJIS等の規格と同等であれば、海外製造の材料を使用できると理解してよろしいでしょうか。	ご指摘部分については、同等以上であることが条件となります。
56	要求水準書 設計・建設業務編	1. 4. 1	第1章	第4節	1.	1)						材料及び機器 使用材料規格	「本要求水準書で要求される機能(性能・耐用度を含む)を確実に満足できること。」とありますが、要求機能を満足できるものであれば、建設事業者の責任において海外国内問わず製作及び材料を選択できると理解してよろしいでしょうか。	採用に際しては、事前に本市の承諾を受けることを原則とします。
57	要求水準書 設計・建設業務編	1. 4. 1	第1章	第4節	1.	2)						材料及び機器 使用材料規格	「検査立会を要する機器・材料などについては、原則として国内において本市が承諾した検査要領書に基づく検査が実施できること。」と記載ありますが、海外で製造するものはお立会検査に必要な費用を建設事業者が負担することで、海外で検査を実施できると理解してよろしいでしょうか。	ご提示の検査実施の提案があった場合は協議とします。

No.	資料名	頁	項目								タイトル	質問内容	質問回答	
58	要求水準書 設計・建設業務編	1.5.2	第1章	第5節	3.	2)						建設事業者の負担	試運転期間中に得られた熔融スラグ及び飛灰処理物等を指定場所へ搬出することとありますが、指定場所とは貴市新内陸最終処分場と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	要求水準書 設計・建設業務編	1.6.1	第1章	第6節	1.	2.						予備性能試験 引渡性能試験	試験日数につきまして「5日以上」とのご指定がございいますが、十分な試運転調整日数を確保するために、一般的な2日程度に変更していただけないでしょうか。ご指定日数の性能試験を実施する場合、貴市の想定月間搬入量の4～5割に相当する4,000t以上（先行定格運転含む）を試験に使用することになり、調整のための運転日数が不足することが懸念されます。	要求水準書に記載のとおりとします。
60	要求水準書 設計・建設業務編	1.6.1	第1章	第6節	1.							予備性能試験	予備性能試験方法（分析方法、測定方法、試験方法）は、引渡性能試験方法と同一であるとしてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	要求水準書 設計・建設業務編	1.6.1	第1章	第6節	1.							予備性能試験	予備性能試験も引渡性能試験と同様に3炉定格運転時に実施するものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	要求水準書 設計・建設業務編	1.6.2	第1章	第6節	3.	2)	(1)	⑤				ごみ処理能力及び公害防止基準など 作業環境基準	作業環境基準の試験方法についてご提示ください。	関係機関と協議のうえ、各種法律、基準、指針に準拠してください。
63	要求水準書 設計・建設業務編	1.6.3	第1章	第6節								引渡性能試験方法	ごみ質分析の測定頻度は1日当たり2回以上とありますが、引渡性能試験期間は5日間であるので、計10回を測定するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	要求水準書 設計・建設業務編	1.6.3	第1章	第6節								引渡性能試験方法	排ガスの測定回数は2回/箇所・炉となっていますが、引渡性能試験期間5日間の内、任意の1日において各箇所あたり2回×3炉＝6回を計測するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	要求水準書 設計・建設業務編	1.6.4	第1章	第6節								引渡性能試験方法	放流水は、雨水と生活排水を除く、プラント排水が対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	要求水準書 設計・建設業務編	1.6.4	第1章	第6節								引渡性能試験方法	4.放流水から9.悪臭までの各項目の測定回数について、引渡性能期間中5日間を通して毎日の測定ではなく、任意の1日における回数との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	要求水準書 設計・建設業務編	1.6.4	第1章	第6節								引渡性能試験方法	飛灰処理物の鉛の簡易測定について、分析方法をご提示ください。	ボルタンメトリー法、蛍光X線分析法、吸光光度計法等があります。

No.	資料名	頁	項目								タイトル	質問内容	質問回答
68	要求水準書 設計・建設業務編	1.6.5	第1章	第6節							引渡性能試験方法	煙突における排ガス流速、温度は、排ガスの測定時に測定するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	要求水準書 設計・建設業務編	1.7.1	第1章	第7節	1.	2)	(2)				かし担保 建築工事関係(建築 機械設備、建築電気 設備を含む)	防水工事等については「建築工事共通仕様書(最新版)を基本とし」とありますが、契約時(平成31年3月頃)の最新版である公共建築工事標準仕様書(平成28年版)によるという理解でよろしいでしょうか。改訂版は平成31年6月頃に発行される予定です。改訂事項については工程・金額等の変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	要求水準書 設計・建設業務編	1.7.2	第1章	第7節	6.						かし担保期間中の保守管理・修繕・保全	“法定点検は除く”との記載があるため、申請等の手続き費用・作業費用含めた法定点検一式は、運営事業者範囲との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	要求水準書 設計・建設業務編	1.8.1	第1章	第8節	3.						測量、地質調査	①「本市が提示するもので、不足部分及び確認を要すると判断する箇所は、建設事業者の負担により調査すること。」とありますが、契約後の事前調査の結果により入札公告資料と相違が認められた場合、工程・金額等の変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか。又、施工中に入札公告資料と相違が認められた場合も同様と考えてよろしいでしょうか。 ②添付資料3地質調査データを確認しましたが、土質柱状図に腐植物の混入を確認しました。一般的に腐植土が混じった地層ではメタンガス等を含む有毒ガス発生の恐れがあります。 契約後の事前調査の結果によりメタンガス等が確認された場合は工程・金額等の変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか。	①ご理解のとおりです。 ②貴社がメタンガス等を含む有毒ガス発生の恐れがあると判断されているのであれば、工程・金額等に反映してください。
72	要求水準書 設計・建設業務編	1.8.1	第1章	第8節	4.	1)					その他の工事 解体工事	解体工事の範囲については「第4章第1節1. 解体工事範囲敷地内は、既存北谷漸青掃工場敷地内のすべての建物及び基礎等地下埋設物(焼却工場、プラズマ熔融センター、共同住宅、敷地内附属建物、旧焼却場地下残存部、外構設備、埋設配管等)とする(解体撤去範囲図については添付資料12(1)参照)」とのことです。 契約後の事前調査により、添付資料12で示されない残存建物及び基礎等地下埋設物の存在が明らかになった場合の処分にかかる費用負担及び工程変更等の責任は受注者に無いものと考えてよろしいでしょうか。	工程・金額等の変更協議の対象とします。
73	要求水準書 設計・建設業務編	1.8.1	第1章	第8節	4.	2)					その他の工事 敷地境界外からの電気、電話の引き込みに必要な埋設管路工事及び水道、ガス引き込み工事	電気、電話の引き込みに必要な埋設管路工事及び水道、ガス引き込み工事とありますが、工事範囲は敷地境界内であり、敷地境界外については工事範囲外かつ費用負担はないものとしてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	要求水準書 設計・建設業務編	1.8.2	第1章	第8節	4.	3)					建築内備品	建築内備品とは、要求水準書 設計・建設業務編 3.2.7 ページ以降に記載の「管理部門平面計画 諸室仕様」において、什器備品等の欄に記載されているものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目								タイトル	質問内容	質問回答	
75	要求水準書 設計・建設業務編	1. 8. 2	第1章	第8節	4.	3)						建物内備品	建物内備品について、第3章、第2節の諸室仕様部分に仕様は「本市の指定する仕様で」と記載されていますが、指定仕様によって設備金額が大きく異なることが考えられます。指定仕様をご教示いただくか、要求水準書中に上記記載をされている備品は事業者の工事範囲外とさせていただきます。	要求水準書に記載のとおりとします。
76	要求水準書 設計・建設業務編	1. 8. 2	第1章	第8節	4.	3)						その他の工事 建物内備品	建築内備品とは、3. 2. 7ページに記載のある管理部門平面計画の諸室仕様の表に記載されている什器備品等の欄に記載されているものと考えてよろしいでしょうか。	本表No. 74を参照してください。
77	要求水準書 設計・建設業務編	1. 8. 2	第1章	第8節	5.							工事範囲外	「1) 電波障害対策工事」とありますが、電波障害調査についても、本工事の範囲外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
78	要求水準書 設計・建設業務編	1. 9. 2	第1章	第9節	1.	1-1	3)					図面	(1)～(3)に図面の縮尺が記載されていますが、図面によっては縮尺を変えてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。適宜適した縮尺にてご提示願います。
79	要求水準書 設計・建設業務編	1. 12. 3	第1章	第12節	2.							許認可申請	「工事範囲において本市が関係官庁への許認可申請、報告、届出などを必要とする場合、建設事業者は書類作成などについて協力し、その経費を負担すること。」とあります。建設工事に伴う認可申請を除き、本事業で必要な許認可申請のすべては貴市が行うものと理解していますがよろしいでしょうか。（都市計画法等）	本事業で必要となる許認可申請のすべては、建設事業者の負担となります。
80	要求水準書 設計・建設業務編	1. 12. 3	第1章	第12節	2.							許認可申請	電気主任技術者については工事計画時より配置し申請を行うこととありますが、建設事業者又は運営事業者どちらからの選任でもよいという理解でよろしいでしょうか。	運營業務委託契約書（案）第21条第6項に記載のとおり、運営事業者が、みなし設置者として各主任技術者を選任させ、工事計画届け等を行うものとします。
81	要求水準書 設計・建設業務編	1. 12. 5	第1章	第12節	4.	7)	(1)					建設公害対策	タイヤ等洗浄を行う設備を備えることとありますが、沈砂後は雨水排水系統の下水道へ放流してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
82	要求水準書 設計・建設業務編	1. 12. 5	第1章	第12節	4.	7)	(1)					建設公害対策	土壌汚染による地下水汚染があった場合には、貴市のリスクとして負担対応をしていただけたとの理解でよろしいでしょうか。例えば、地下工事に伴う湧水処理などを想定しています。	ご理解のとおりです。
83	要求水準書 設計・建設業務編	1. 12. 5	第1章	第12節	4.	8)						工事用ユーティリティー	①工事用水について、以下の件をご教示願います。 ・既設井戸（No. 1及びNo2）の水質と取水制限 ・上水道の取り合い点と取水制限 ②工事用排水について、以下の件をご教示願います。 ・取り合い点と放流量制限 ③共同住宅跡地での上水および排水について、以下の件をご教示願います。 （共同住宅跡地には仮設事務所を設置する計画です。） ・上水の取り合い点と水質および取水制限 ・工事用排水の取り合い点と放流量制限	①既設井戸の水質については、要求水準書添付資料13を参照してください。取水については、25A未満の口径で汲水できる程度の水量です。 ②放流量制限については、関係機関との協議となります。 ③仮設事務所については、本表No. 22を参照してください。上水については、ありません。工事用排水については、関係機関との協議となります。

No.	資料名	頁	項目								タイトル	質問内容	質問回答	
84	要求水準書 設計・建設業務編	1. 12. 5	第1章	第12節	4.	8)	①					工事用水	上水道は平成36年度内に整備予定とありますが、現在本敷地への上水引き込みはないものと考えてよろしいでしょうか。 また、敷地前面の市道北谷津町4号線に水道本管の布設はないのでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、ありません。
85	要求水準書 設計・建設業務編	1. 12. 5	第1章	第12節	4.	8)	①					工事用水	既設井戸は、解体工事完了後、新設工事に干渉するので井戸の撤去・埋戻しを行うこととありますが、新設工事に干渉しない場合は残置してもよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
86	要求水準書 設計・建設業務編	1. 12. 5	第1章	第12節	4.	8)	①					工事用水	既設井戸は、解体工事完了後も新設工事に干渉しない期間において利用してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
87	要求水準書 設計・建設業務編	1. 12. 5	第1章	第12節	4.	9)	(2)					社内検査員	社内検査員とは現地施工に係る検査を対応する要員を指し、工事主任など各工事を十分に理解している者が兼務できると理解してよろしいでしょうか。	千葉県請負工事検査要綱第12条に規定する社内検査について「社内検査実施指導要領」に基づき認められません。
88	要求水準書 設計・建設業務編	1. 12. 5	第1章	第12節	4.	10)						中間技術検査	「工事施工時における、地下部撤去完了後等の中間技術検査を適宜行う。」とありますが、中間技術検査対象工事について、現時点で想定されている具体的な検査対象があればご教示願います。	中間技術検査は、完成及び既済部分の検査時期、並びに当該工事の主要工種を考慮し、出来形及び品質確認の上で重要な変化点である段階確認の実施時期等を行うことを原則とします。その実施回数は、工期内に2回程度とし、監督職員の判断により増減できるものとします。実施時期については、監督職員が、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえの技術的評価を適切にできる施工段階を選定し、決定するものとします。
89	要求水準書 設計・建設業務編	1. 12. 6	第1章	第12節	4.	15)						作業日及び作業時間	作業開始時間が8:30～とございますが、朝礼等は含まない、実質的な作業時間と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	要求水準書 設計・建設業務編	1. 12. 6	第1章	第12節	4.	15)						作業日及び作業時間	年末年始とは、12月31日及び1月1日から1月3日のことを指すという理解でよろしいでしょうか。	年末年始とは、12月29日から1月3日のことを指します。
91	要求水準書 設計・建設業務編	2. 1. 1	第2章	第1節	1.	8)						グレーチング 歩廊・階段・点検床 等	「ツイストバー載荷荷重300kg/m <sup>2</sup> 」とありますが、ベアリングバーを含めたグレーチング構造全体への載荷荷重と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
92	要求水準書 設計・建設業務編	2. 1. 4	第2章	第1節	5.	9)						機器構成	「ポンプ類は、条件（流体種類、温度等）にあった機種を使用すること。また、予備機を必要とするものは、自動交互運転を原則とする。」とありますが、水中ポンプは設置雰囲気が悪く、性能悪化を回避するため、瞬時の追起動を必要としない水中ポンプは倉庫予備としてもよろしいでしょうか。	ご提示の提案を認めます。
93	要求水準書 設計・建設業務編	2. 1. 5	第2章	第1節	6.	1)						電気設備	鋼板はSPHC（熱間圧延）と同等で採用実績のあるSPCC（冷間圧延）の採用も可能でしょうか。	ご提示の提案を認めます。

No.	資料名	頁	項目								タイトル	質問内容	質問回答	
94	要求水準書 設計・建設業務編	2.1.5	第2章	第1節	6.	2)						電気設備	「屋外設置あるいは腐食のおそれがある場所に設置する場合はSUS製とする。」とありますが、例えば溶融亜鉛メッキ製など、耐食性を考慮するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
95	要求水準書 設計・建設業務編	2.1.5	第2章	第1節	6.	4)						電気設備	「塗装は盤内外面とも指定色とし、塗装方法はメラミン焼付塗装または粉体塗装（いずれも半艶）とすること。」とありますが、 ①建築設備の盤も塗装色を合わせる必要がありますか。 ②ポンプなど機器付属の制御盤は標準品の盤でご了解願います。 ③（いずれも半艶）とありますが、屋外設置の場合の外表面塗装は「全艶」が一般的です。 よろしくご教示願います。	①、②については、ご理解のとおりです。 ③については、本表No. 94を参照してください。
96	要求水準書 設計・建設業務編	2.1.5	第2章	第1節	7.	6)						地震対策	「建築設備甲類とすること。」とありますが、これは、耐震安全性に適用する旨であり、設備の冗長性確保のための二重化は適用外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
97	要求水準書 設計・建設業務編	2.1.6	第2章	第1節	8.	2)						その他	「道路を横断する配管、ダクト類は、緊急車両の妨げとならないよう、道路面からの有効高さを4m（消防との協議）以上とすること。」とありますが、緊急車両の妨げとならないとした上で、直埋設またはカルバート内設置による道路横断もお認めいただけないでしょうか。	ご提示の提案を認めます。
98	要求水準書 設計・建設業務編	2.2.2	第2章	第2節	2.	2-1	5)	(1)				プラットフォーム 幅員	「プラットフォーム幅員24m」とありますが、20m以上で安全に搬入車両の通行スペース、ごみ投入時の車両回転スペース及び自動洗車スペースを確保できる提案が可能です。プラットフォーム幅員を20m以上としていただけないでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
99	要求水準書 設計・建設業務編	2.2.2	第2章	第2節	2.	2-1	5)	(1)				プラットフォーム 幅員	プラットフォームの有効幅員は、投入扉前の車止めから対面の柱芯との理解でよろしいでしょうか。	投入扉面から対面の柱芯の間を有効幅員としています。
100	要求水準書 設計・建設業務編	2.2.3	第2章	第2節	2.	2-2						プラットフォーム出入 口扉	3) 主要項目 (4) 操作方法 に「自動、遠隔操作及び現場手動」とありますが、遠隔操作は必要でしょうか。必要であればどこから操作するものとするのでしょうか。	遠隔操作は不要です。
101	要求水準書 設計・建設業務編	2.2.4	第2章	第2節	5.	3)	(2)	<del>(2)</del>				ごみピット 寸法	ごみピットの寸法はピット容量を満たした上で事業者提案としてもよろしいでしょうか。	車両動線が確保でき、要求水準書添付資料4に記載の図面に示す平面計画範囲内で、かつ、指定容量を下回らないとの条件で、ご提示の提案を認めます。
102	要求水準書 設計・建設業務編	2.2.4	第2章	第2節	5.	3)	(2)					ごみピット 寸法	実施方針等に対する質問、意見への回答にてご回答頂いている内容の再確認です。ごみピット寸法の記載がありますが、容量等の条件を満足すれば寸法を変更しても良いと考えてよろしいでしょうか。	本表No. 101を参照してください。

No.	資料名	頁	項目								タイトル	質問内容	質問回答
103	要求水準書 設計・建設業務編	2.2.5	第2章	第2節	5.						ごみピット	ごみピットは受入エリアと貯留・攪拌エリアの間に仕切り壁を設けた二段ピット方式を採用してもよろしいでしょうか。 また、その場合、5) 設計標準 (3)に「ごみピット容量の算定は原則として、プラットホームレベル以下の容量とする。」とありますが、ごみピット容量はプラットホーム側の受入エリアはプラットホームレベル以下、炉室側の貯留・攪拌エリアは仕切り壁上端まで容量と計画としてよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
104	要求水準書 設計・建設業務編	2.2.6	第2章	第2節	6.	6-1	3)	(8)			ごみクレーン稼働率	「50%以下(公称能力、最大負荷時、1基自動運転時)」とありますが、3炉運転時投入作業のみ(攪拌は除く)で50%以下を満足すれば良いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
105	要求水準書 設計・建設業務編	2.2.6	第2章	第2節	6.	6-4	4)				ごみクレーン 設計基準	「ごみクレーン操作室は中央制御室と同室に設置し、非常時に備え、ホッパーステージレベルにもごみクレーン操作室を設けること。」とありますが、中央制御室をホッパーステージレベルに配置した場合は中央制御室内に設置するごみクレーン操作室のみと理解してよろしいでしょうか。	中央制御室は3階に設けるものとします。
106	要求水準書 設計・建設業務編	2.2.7	第2章	第2節	7.						自動洗浄装置(ごみクレーン操作室前面ガラス窓用及び見学者用窓用)	自動洗浄装置の記載がありますが、自動洗浄装置として、固定式水噴霧ノズルの洗浄装置等をご提案することをお認めいただけないでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
107	要求水準書 設計・建設業務編	2.2.7	第2章	第2節	7.						自動洗浄装置(ごみクレーン操作室前面ガラス窓用及び見学者用窓用)	ホッパーステージレベルにもごみクレーン操作室を設置しますが、見学者用窓が併設されず、使用頻度が少ないため、洗浄は自動でなく手動としてもよろしいでしょうか。	ご提示の提案を認めます。
108	要求水準書 設計・建設業務編	2.2.7	第2章	第2節	8.	1)					可燃性粗大ごみ破砕機 形式	「形式は二軸破砕機」とありますが、たたみ、ふとん、カーペット等の可燃性粗大ごみ処理により適している切断式としてもよろしいでしょうか。 また、可燃性粗大ごみ破砕機の対象ごみ種類毎の計画処理量をご提示願います。	前段については、要求水準書に記載のとおりとします。 後段については、平成29年度実績を下記のとおり示します。 たたみ : 最大75枚/日 4,246枚/年 ふとん : 最大260枚/日 30,918枚/年 カーペット : 最大180枚/日 7,941枚/年
109	要求水準書 設計・建設業務編	2.2.8	第2章	第2節	8.	3)	(3)				可燃性粗大ごみ破砕機 主要項目 能力	可燃性粗大ごみ破砕機の処理対象はたたみ、ふとん、カーペットとなっております。能力はふとん1000枚/5h以上となっております。運転員の負荷を算定するに当たり、各たたみ、ふとん、カーペットの処理枚数実績があれば、ご教授願います。	本表No. 108を参照してください。
110	要求水準書 設計・建設業務編	2.2.8	第2章	第2節	8.	3)	(8)				可燃性粗大ごみ破砕機 駆動方式	「駆動方式は油圧式」とありますが、メンテナンス性に優れた電動式を採用してもよろしいでしょうか。	ご提示の提案を認めます。
111	要求水準書 設計・建設業務編	2.2.8	第2章	第2節	8.	5)	(3)				可燃性粗大ごみ破砕機 設計基準	実施方針等に対する質問、意見への回答にてご回答頂いている内容の再確認です。駆動方式は、メンテナンス性に優れた電動式を採用してもよろしいでしょうか。	本表No. 111を参照してください。
112	要求水準書 設計・建設業務編	2.2.9	第2章	第2節	9	4)	(2)				脱臭装置 設計基準	容量は、「プラットホーム、ごみピットに対し」とありますが、ごみピットとはごみピット貯留レベルより上部との理解でよろしいでしょうか。	ごみピット上端とします。

No.	資料名	頁	項目								タイトル	質問内容	質問回答
113	要求水準書 設計・建設業務編	2. 2. 10	第2章	第2節	12.						他所灰受入・供給設備	「ごみピットと兼用も可」とありますが、ごみピットと兼用した場合、ごみピット容量は他所灰ピット容量を加えた容量とするとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
114	要求水準書 設計・建設業務編	2. 2. 10	第2章	第2節	12.						他所灰受入・供給設備	実施方針等に対する質問、意見への回答にてご回答頂いている内容の再確認です。ごみピットとの兼用も可とありますが、ごみピットと他所灰ピットを兼用とする場合のピット容量は各ピットの合計15,527 (14,681+846) m <sup>3</sup> と考えてよろしいでしょうか。	本表NO. 113を参照してください。
115	要求水準書 設計・建設業務編	2. 3A. 3	第2章	第3節-A	4.	3)	(5)				主要項目(1基につき)- 燃焼室 主バーナ	燃料は都市ガスとなっていますが、重油などの他の燃料としてもよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
116	要求水準書 設計・建設業務編	2. 4. 11	第2章	第4節	10.	3)	(1)				排気復水タンク 設計基準	「本タンクの容量は、ボイラ全基分の最大蒸発量の1時間分とすること。」とありますが、復水及び純水補給の貯留機能としては復水タンク(ご指定容量：ボイラ全基分の最大給水量の30分以上)で十分に確保されていると考えられるため、蒸気復水器のシール機能として設置する本タンクの容量は事業者提案としてもよろしいでしょうか。	ご提示の提案を認めます。
117	要求水準書 設計・建設業務編	2. 4. 12	第2章	第4節	12.	2)	(1)				復水タンク 主要材質	汎用性を考慮し、耐食性の良い異なるステンレス材(SUS444等)を使用してもよろしいでしょうか。	ご提示の提案を認めます。
118	要求水準書 設計・建設業務編	2. 4. 12	第2章	第4節	13.	4)					純水装置 主要機器	主要機器の構成は混床塔式となっていますが、膜式とする場合は主要機器の構成を見直すことでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
119	要求水準書 設計・建設業務編	2. 4. 13	第2章	第4節	14.	2)	(1)				純水タンク 主要材質	汎用性を考慮し、耐食性の良い異なるステンレス材(SUS444等)を使用してもよろしいでしょうか。	ご提示の提案を認めます。
120	要求水準書 設計・建設業務編	2. 5. 2	第2章	第5節	2.	2-1					サイクロン(必要に応じて設置)-	スラグ化率の向上のために、前段にサイクロン等の集じん機を設けてもよいとありますが、サイクロン等で捕集した灰は、熔融処理することよりスラグ化率を向上させるとの理解でよろしいでしょうか。また、燃焼室、ボイラ、減温塔の灰も同様に熔融処理することによりスラグ化率を向上させることでもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
121	要求水準書 設計・建設業務編	2. 5. 3	第2章	第5節	2.	2-2	3)	(5)			ろ過式集じん器 常用ガス温度	集じん器入口温度について、「180℃以下」とありますが、高質ごみ時においても常時遵守するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目								タイトル	質問内容	質問回答	
122	要求水準書 設計・建設業務編	2.6.2	第2章	第6節	1.	1-1	5)	(6)				蒸気タービン本体 設計基準	北谷津温水プールに蒸気を最大2.4 t/h 送蒸することとありますが、平均供給量は貴要求水準書添付資料17「北谷津温水プールエネルギー供給量(参考)」の実績に基づき、0.7t/h (5,240 t/年 ÷ (319日 <sup>*</sup> ×24h) ≒0.7) として計画するものと考えてよろしいでしょうか。 ※貴要求水準書添付資料15より北谷津温水プールへの蒸気供給のない期間として4/21～4/22、1/22～3/6までの46日間を除いた日数としています。	要求水準書に記載のとおりとします。
123	要求水準書 設計・建設業務編	2.6.3	第2章	第6節	2.							温水発生設備	場内給湯設備については電気式を採用してもよろしいでしょうか。	ご提示の提案を認めます。
124	要求水準書 設計・建設業務編	2.6.4	第2章	第6節	3.							予備ボイラ	「本ボイラは本施設の全炉休炉時に、場内温水の熱供給を行うための設備とする。」とありますが、場内給湯設備に電気式を採用した場合は、本装置を設けなくともよいとの理解でよろしいでしょうか。	本表No. 123を参照してください。
125	要求水準書 設計・建設業務編	2.6.4	第2章	第6節	3.							予備ボイラ	本予備ボイラは、休炉時における場内余熱利用設備用であり、場内設備の熱源に応じ適宜設けるものとしてよろしいでしょうか。	ご提示の提案を認めます。
126	要求水準書 設計・建設業務編	2.6.4	第2章	第6節	3.	3)	(5)					予備ボイラ 主要項目 使用燃料	全炉休止時に、場内温水の熱供給を行うためとありますが、場内温水熱源が電気の場合は、予備ボイラを設けなくともよろしいでしょうか。	本表No. 123を参照してください。
127	要求水準書 設計・建設業務編	2.7.1	第2章	第7節	1.	1)						押込送風機 形式	消費電力の低減に繋がるのであれば、ターボ形とは異なる形式のプロワを採用してもよいでしょうか。	ご提示の提案を認めます。
128	要求水準書 設計・建設業務編	2.7.1	第2章	第7節	1.	3)	(6)					押込送風機 風量制御方式	風量制御方式について〔回転数制御及びダンパ制御〕とありますが、ダンパ制御との併用ではなく〔回転数制御〕のみとすることも可としていただけませんかでしょうか。 回転数制御のみで十分に変動に追従することが可能で、実績も多数あります。さらに、ダンパによる圧力ロスが無い分、回転数制御のみの方が大幅な省エネルギー効果が見込めます。	ご提示の提案を認めます。
129	要求水準書 設計・建設業務編	2.7.4	第2章	第7節	6.	3)	(6)					誘引通風機 風量制御方式	風量制御方式について〔回転数制御及びダンパ制御〕とありますが、ダンパ制御との併用ではなく〔回転数制御〕のみとすることも可としていただけませんかでしょうか。 回転数制御のみで十分に変動に追従することが可能で、実績も多数あります。さらに、ダンパによる圧力ロスが無い分、回転数制御のみの方が大幅な省エネルギー効果が見込めます。	ご提示の提案を認めます。
130	要求水準書 設計・建設業務編	2.8.3	第2章	第8節	5.							スラグピット・メタルピット ( <del>土木建築 工事に含む</del> )	スラグピット・メタルピットとなっていますが、実績のあるヤード貯留方式としてもよろしいでしょうか。	ご提示の提案を認めます。

No.	資料名	頁	項目								タイトル	質問内容	質問回答
131	要求水準書 設計・建設業務編	2. 8. 3	第2章	第8節	6.						スラグクレーン	飛灰処理物クレーンと兼用とありますが、スラグをバンクまたはヤード方式とした場合はスラグクレーンは不要となるため、飛灰処理物クレーン1基と読み替えてよろしいでしょうか。	予備機を含め、2基とします。
132	要求水準書 設計・建設業務編	2. 9. 4	第2章	第9節	7.	1)					飛灰処理物ピット 形式	飛灰処理物ピットは実績の豊富なバンク式としてもよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
133	要求水準書 設計・建設業務編	2. 10. 1	第2章	第10節	2.						水槽類仕様	「水槽仕様（参考例）」とありますが、緊急時・災害時には安全に停止および運転再開できることを前提とした上で、受水槽、高置水槽ともに種類および数量は事業者提案としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
134	要求水準書 設計・建設業務編	2. 11. 1	第2章	第11節	1.						ごみピット排水	ごみ汚水貯留槽、ごみピット排水槽、ごみピット排水貯留槽と3つの名称がありますが、同じものとの理解でよろしいでしょうか。また、同じであればごみピット排水貯留槽に統一してよろしいでしょうか。	「ごみピット排水貯留槽」に統一します。
135	要求水準書 設計・建設業務編	2. 11. 1	第2章	第11節							排水処理設備	「生活排水は下水道放流とする。」とありますが、環境負荷低減のために処理後再利用とする提案も可とさせて頂きませんかでしょうか。	ご提示の提案を認めます。
136	要求水準書 設計・建設業務編	2. 11. 4	第2章	第11節	3.	3-1					有機系排水処理	添付資料6「参考：排水処理フローシート」（有機系排水の処理水を無機系排水と合流後に無機系排水処理）に記載がありますが、放流基準を十分に満足できることを条件に、処理フローを事業者提案としてもよろしいでしょうか。	ご提示の提案を認めます。
137	要求水準書 設計・建設業務編	2. 12. 1	第2章	第12節							電気設備	「設備範囲は特別高圧ケーブル引き込み取り合い点以降の本施設の運転に必要な全ての電気設備とする」とありますが、電力会社との責任分界点はガス絶縁開閉装置の受電端子部と考え、敷地境界から責任分界点までのケーブル敷設は電力会社所掌との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
138	要求水準書 設計・建設業務編	2. 12. 1	第2章	第12節							電気設備	「取り合い点までの管路敷設は建設事業者で実施すること」とありますが、154kVクラスのマンホール・配管・ケーブルトラフ等に関する電力会社標準設計仕様をご提示願います。	参照資料として電力会社標準設計仕様のデータを追加します。要求水準書添付資料22(1)「電力会社標準設計仕様」を参照してください。
139	要求水準書 設計・建設業務編	2. 12. 1	第2章	第12節							特高引込 電気設備	「取り合い点までの管路敷設」とありますので、電力会社との責任分界点は、キュービクル形ガス絶縁装置の引込端末とし、そこまでのケーブル引込は電力会社所掌と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
140	要求水準書 設計・建設業務編	2. 12. 1	第2章	第12節							電気設備	特高圧ケーブル用埋設管について、電力会社との取合い点をご教授願います。	本表No. 137を参照してください。
141	要求水準書 設計・建設業務編	2. 12. 1	第2章	第12節							電気設備	管路の仕様（材質、サイズ、本数、埋設深さ）について、ご教授願います。	管路の仕様は下記のとおりとなります。 材質(種類) PFP・GP サイズ・本数 φ250×3ダクト φ150×1ダクト 埋設深さ：標準で1.2m～1.5m

No.	資料名	頁	項目								タイトル	質問内容	質問回答
142	要求水準書 設計・建設業務編	2. 12. 1	第2章	第12節							電気設備	電力会社との現時点までの実施協議内容について開示願います。	参照資料を追加します。要求水準書添付資料22(2)「新清掃工場特高化に伴う引き込み線種の選定について(仮)」を参照してください。
143	要求水準書 設計・建設業務編	2. 12. 1	第2章	第12節							電気設備	154kV特別高圧線への系統連系に関する事前相談について、電力会社より回答票などを受領済でしょうか。また、連系制限はないものと考えてよろしいでしょうか。	前段については、受領していません。後段については、ご理解のとおりです。
144	要求水準書 設計・建設業務編	2. 12. 1	第2章	第12節							電気設備	受電引込は、地中引込線として、敷地境界より工場棟受電地点までの埋設管路を受注者施工範囲とすればよろしいでしょうか。また、架空引込線となる可能性はないものと考えてよろしいでしょうか。	前後段ともに、ご理解のとおりです。
145	要求水準書 設計・建設業務編	2. 12. 2	第2章	第12節	2.	2-1					特高受変電設備 キュービクル形ガス 絶縁開閉装置	キュービクル形ガス絶縁開閉装置とは函体継電器盤、函体監視盤を備えたGISという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
146	要求水準書 設計・建設業務編	2. 12. 3	第2章	第12節	2.	2-1	6)	(3)			キュービクル形ガス 絶縁開閉装置 特高変圧器	ガス絶縁の場合の絶縁種別はE種も許容されますか。また負荷時タップ切替装置は無しでよろしいでしょうか。負荷時タップ切替装置付きの油入変圧器(OF式)もご採用頂けるでしょうか。	ガス絶縁の場合の絶縁種別については、F種とします。負荷時タップ切替装置については、適宜設置してください。油入変圧器については、ご提示の提案を認めません。。
147	要求水準書 設計・建設業務編	2. 12. 4	第2章	第12節							電気設備	アクセス線引込工事及び系統連系に係る電力会社工事負担金については貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
148	要求水準書 設計・建設業務編	2. 12. 4	第2章	第12節	3.	3-2	1)				高圧配電盤 形式	北谷津温水プール、若葉いきいきプラザの受電遮断器の遮断容量と定格電流をご教示願います。	北谷津温水プール及び若葉いきいきプラザの受電遮断器の遮断容量と定格電流については、下記のとおりとなります。 北谷津温水プール VCB: 7.2kV 600A 12.5kA 若葉いきいきプラザ VCB: 7.2kV 400A 12.5kA
149	要求水準書 設計・建設業務編	2. 12. 4	第2章	第12節	3.	3-2	1)				高圧配電盤 形式	北谷津温水プール、若葉いきいきプラザへの給電工事範囲について、事業者は両施設への管路とフィーダー盤を設けますが、ケーブルの施工は事業者に含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
150	要求水準書 設計・建設業務編	2. 12. 7	第2章	第12節	<del>6-6</del> 6.	<del>1)</del> 6-6	1)				ケーブル工事 使用ケーブル	エコケーブルとする対象は配線工事との認識でよろしいでしょうか。各種盤内の配線はメーカー標準仕様を採用することになります。	ご理解のとおりです。なお、盤内も極力エコケーブルの採用をお願いします。
151	要求水準書 設計・建設業務編	2. 12. 9	第2章	第12節	8.	8-1	1)				原動機 形式	非常用発電機の型式がガスタービンとなっていますが、商用電源によらずに立ち上げることが1, 1, 2にも要求されているため常用発電機とする必要があります。発電機メーカーの選択肢を広げるため、ガスエンジンやディーゼルエンジンも型式の選択肢としてもよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
152	要求水準書 設計・建設業務編	2. 12. 9	第2章	第12節	8.	8-2	5)				発電機 非常用負荷内訳	非常用負荷には、場外施設(北谷津温水プール、若葉いきいきプラザ)への電力供給を見込まないものと理解でよろしいでしょうか。電力供給を見込む必要がある場合、負担容量をご教示下さい。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目								タイトル	質問内容	質問回答	
153	要求水準書 設計・建設業務編	2. 12. 10	第2章	第12節	9.	9-1	4)	(2)	①			蓄電池 形式	直流電源装置の蓄電池について『アルカリ蓄電池』のご指定となっておりますが、汎用性のある鉛蓄電池としてもよろしいでしょうか。	ご提示の提案を認めます。
154	要求水準書 設計・建設業務編	2. 12. 9	第2章	第12節	8.	8-1	1)					非常用発電設備 原動機 形式	原動機の形式は〔ガスタービン〕とありますが、事業者提案としてもよろしいでしょうか。 また、それに伴い燃料も事業者提案としてもよろしいでしょうか。	本表No. 151を参照してください。
155	要求水準書 設計・建設業務編	2. 12. 10	第2章	第12節	9.	9-1						直流電源装置	交流無停電電源装置の直流電源として設置とありますが、交流無停電電源装置と直流電源装置を別々に設け、ともに入力電源を交流電源としてもよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
156	要求水準書 設計・建設業務編	2. 12. 10	第2章	第12節	9.	9-1	4)	(2)	①			直流電源装置 蓄電池 形式	「制御弁付き据置アルカリ蓄電池」とありますが、より汎用的でアルカリ蓄電池と寿命が同等の長寿命型鉛蓄電池を採用してもよろしいでしょうか。	本表No. 153を参照してください。
157	要求水準書 設計・建設業務編	2. 12. 10	第2章	第12節	9.	9-1 9-3	4) 1)	(2)	⑥			直流電源装置 設計基準	非常用発電機でバックアップされているので放電時間30分を10分あるいは20分に短縮することは可能でしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
158	要求水準書 設計・建設業務編	2. 13. 2	第2章	第13節	1.	3)	(11)					建築設備関係運転制御	DCSはプラントの操業に関連する設備を対象とし、建築設備の運転制御は第3章第5節建築機械設備工事で計画するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
159	要求水準書 設計・建設業務編	2. 13. 5	第2章	第13節	3.	3)	(1)					カメラ設置場所	破砕機に3台のカメラを設置とありますが、流動床ガス化溶融方式の場合に設置する前処理装置のこととの理解でよろしいでしょうか。また、1炉につき2基の交互運転であることから1台のカメラで2基の前処理装置（破砕機）を監視するとの理解でよろしいでしょうか。	前段は、ご理解のとおりです。 後段は、稼働中の破砕機の状態が常時監視できるのであれば設置台数は事業者提案に委ねます。
160	要求水準書 設計・建設業務編	2. 13. 6	第2章	第13節	3.	3)	(2)					ITV装置 モニタ設置場所	「クレーン操作室のモニタは、投入時に対象ホッパが表示されるように自動切替えモードを計画すること」とありますが、画面切換によりオペレータが混乱する可能性を考慮し、専用に常時投入ホッパを表示するものを設置する等、代替案も可能でしょうか。	ご提示の提案を認めます。
161	要求水準書 設計・建設業務編	2. 13. 6	第2章	第13節	4.	4-1						中央監視盤	複数のオペレーターズコンソールを操作及び監視の機能中心とし、中央監視盤機能もそれに含んで中通路式中央監視盤を無くす提案はご了承いただけるでしょうか。	ご提示の提案を認めます。
162	要求水準書 設計・建設業務編	2. 13. 8	第2章	第13節	5.	5-2	1)2)					データログ 出力機器	プリンタタイプ（A3/A4、モノクロ/カラー）は、出力内容やデータ管理性を考慮し事業者提案としてもよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。

No.	資料名	頁	項目								タイトル	質問内容	質問回答	
163	要求水準書 設計・建設業務編	2. 13. 9	第2章	第13節	5.	5-3	3)	(4)	①			プリンタ 形式	プリンタタイプ (A3/A4) は出力内容やデータ管理性を考慮し事業者提案としてもよろしいでしょうか。	本表No. 162を参照してください。
164	要求水準書 設計・建設業務編	2. 14. 1	第2章	第14節	1.	5)	(1)					雑用空気圧縮機 設計基準	「本器は無給油式とすること。」とありますが、後段にオイルフィルターを設置し、雑用圧縮空気を使用する機器が要求する空気の質を満足することを条件に、給油式の提案も可として頂けませんでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
165	要求水準書 設計・建設業務編	2. 14. 2	第2章	第14節	5.							自動洗車装置	1日当たりの想定洗車台数についてご教示下さい。	要求水準書添付資料11のパッカー車の台数を参照してください。
166	要求水準書 設計・建設業務編	2. 14. 2	第2章	第14節	5.							自動洗車装置	洗車排水量想定のため、1日当たりの洗車台数をご教示願います。	本表No. 165を参照してください。
167	要求水準書 設計・建設業務編	2. 14. 2	第2章	第14節	5.							自動洗車装置	添付資料6の給水フローシートに記載がありませんが、水源はプラント用水 (上水) を使用するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
168	要求水準書 設計・建設業務編	2. 14. 3	第2章	第14節	9.							作業用重機	作業性を考慮し、ホイールロードの選定も可能と考えてよろしいでしょうか。	ご提示の提案を認めます。
169	要求水準書 設計・建設業務編	3. 1. 2	第3章	第1節	1.	3)	(4)					仮設事務所	貴市監督員用事務所の人員に「監督者5人」「施工監理4人」とありますが、監督者様と施工監理者様の執務室は別室との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
170	要求水準書 設計・建設業務編	3. 1. 3	第3章	第1節	2.	1)	(3)					外観意匠 一般事項	建築意匠については、施設イメージ図 (添付資料5) を参考に作成するとありますが、事業者提案による施設計画の違いによる形状等の変化はあるとしても、色彩計画をはじめとする外観イメージは添付資料のイメージを大きく変えないものとし提案するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
171	要求水準書 設計・建設業務編	3. 2. 1	第3章	第2節	2.	1)	(1)	①	エ)			ホップステージ	「ホップステージの外壁はRC造」とありますが、構造上耐力が要求されず、軽量化することにより工場棟の耐震強度も高まるため、ホップステージの外壁は鉄骨造+ALCとしてもよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
172	要求水準書 設計・建設業務編	3. 2. 3	第3章	第2節	2.	1)	1)-1	(1)	①	ア)	f)	プラットホーム	「ア) f)各ごみ投入扉間に安全地帯 (マーク又は縁石) を確保すること。」とありますが、「2. 2. 2(11)には、各ごみ投入扉間には 作業時の安全区域 (高さ10cm程度) を設けること。」とあります。安全地帯は、マークでも良いという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。ご指摘の部分は「マーク及び縁石」と規定しています。

No.	資料名	頁	項目									タイトル	質問内容	質問回答
173	要求水準書 設計・建設業務編	3.2.3	第3章	第2節	2.	1)	1)-1	(1)	①	イ)	b)	プラットホーム監視室	「ITVによる監視対象を確認できるようにモニタを設置し」とありますが、監視対象とは第2章プラント工事仕様第13節計装制御設備のITVで監視する映像を確認することによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
174	要求水準書 設計・建設業務編	3.2.5	第3章	第2節	2.	1)	<del>(1)</del> 1)-1	⑤ (1)	<del>イ)</del> ⑤			雨水貯留槽 排水処理室、水槽	雨水流出抑制を考慮し雨水貯留槽を建物下部に計画すると思いますが、建物下部以外の屋外部分で、雨水抑制水槽を確保することを提案してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。雨水抑制水槽については、建物下部又は屋外、もしくはそれらを併用した計画としてください。
175	要求水準書 設計・建設業務編	3.2.7	第3章	第2節	2.	1)	1)-2	(1)				諸室仕様	貴市用の食堂は不要と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
176	要求水準書 設計・建設業務編	3.2.7	第3章	第2節	2.	1)	1)-2	(1)	①			見学者説明室	自動暗幕カーテンは、自動遮光ブラインドでもよろしいでしょうか。	ご提示の提案を認めます。
177	要求水準書 設計・建設業務編	3.2.8	第3章	第2節	2.	1)	1)-2	(1)	②			市事務室	貴市職員は10人程度の方が常駐されるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
178	要求水準書 設計・建設業務編	3.2.10	第3章	第2節	2.	1)	1)-2	(1)	⑥			来場者用玄関	仕様欄に「屋内は下足で使用するものとし」とありますが、中央制御室等の来場者用以外の諸室も下足で使用するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
179	要求水準書 設計・建設業務編	3.2.13	第3章	第2節	2.	1)	1)-2	(1)	⑮			市職員用洗濯室	・洗濯機2台、乾燥機1台を設置すること。 ・洗濯機の内1台はダイオキシン類が付着した恐れのある衣類を洗濯するため、排水系統を分けること。 とありますが、第3章第2節2. 建築計画1)-1(1)⑩エ(3.2.5)では、「手洗い・洗濯排水はプラント排水処理設備にて処理すること。」とあります。 市職員用洗濯室に置く洗濯機の内1台の排水系統は生活排水と分けてプラント排水処理設備に送るとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
180	要求水準書 設計・建設業務編	3.2.14	第3章	第2節	2.	1)	1)-2	(2)	⑥	エ)		見学者通路	「見学者通路の通路幅は柱内寸法で3m以上を確保する」とありますが、手すりや防火ドア部は除くとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
181	要求水準書 設計・建設業務編	3.2.14	第3章	第2節	2.	1)	1)-2	(2)	⑥	エ)		見学者通路	「エ) 見学者通路の通路幅は柱内寸で3m以上を確保すること」とありますが、手すりや防火ドア部は除くという理解でよろしいでしょうか。	本表No. 180を参照してください。
182	要求水準書 設計・建設業務編	3.2.15	第3章	第2節	2.	2)	(1)	⑤				計量棟（搬入用及び搬出用にそれぞれ設置） 建具	計量棟にシャッターの記載がありますが、シャッターは必要でしょうか。必要であれば、設置個所をご指示願います。	シャッターは不要とします。

No.	資料名	頁	項目								タイトル	質問内容	質問回答	
183	要求水準書 設計・建設業務編	3. 2. 16	第3章	第2節	2.	2)	(2)					スラグストックヤード棟	ご指定の容量 (3,000t分) を満足した上で、独立した棟以外の提案もお認めいただけませんか。	要求水準書に記載のとおりとします。
184	要求水準書 設計・建設業務編	3. 2. 16	第3章	第2節	2.	2)	(2)	⑦				スラグストックヤード棟 付帯設備 排水設備	ストックヤードの排水設備につきまして、効率的な運営維持管理計画の観点から、ストックヤードの排水を工場本体の排水処理設備で処理するご提案をお認めいただけませんか。	ご提示の提案を認めます。
185	要求水準書 設計・建設業務編	3. 2. 17	第3章	第2節	2.	2)	(3)	⑦				オーバーホール用等 倉庫 諸室仕様	用途、諸室仕様欄に「防災のための非常食などを収納」とありますが、非常食などは貴市にて準備していただくという理解でよろしいでしょうか。事業者にて準備する必要がある場合、ご指定等ございましたらご教示下さい。	ご理解のとおりです。
186	要求水準書 設計・建設業務編	3. 2. 17	第3章	第2節	2.	2)	(3)	⑦				オーバーホール用等 倉庫 諸室仕様	用途、諸室仕様欄に「10m×10m程度の区画を設け、防災のための非常食などを収納する備蓄庫を計画すること。」とありますが、災害時の施設の避難場所としての提供などの役割、運営事業者の運転以外の対応などについてご教示願います。 また、避難住民を受入れる場合、何名程度を想定されているかご教示願います。	本市が指定する避難場所ではなく、災害時の一時的な避難場所として想定しています。 運営事業者には場所の提供と誘導作業を求めています。 なお、避難住民の受入れはありません。
187	要求水準書 設計・建設業務編	3. 2. 18	第3章	第2節	3.	2)	(6)					プラント機器を支持する構造体 構造計算	構造計算につきまして「二次設計時の反力まで考慮して設計を行うこと」とのご指定がございましたが、プラント機器と建屋は個別に解析を行うため、「二次設計時の反力を考慮したアンカーボルト、機械基礎の設計を行うこと」と読み解くことをご了承していただきますようお願いいたします。	ご理解のとおりです。
188	要求水準書 設計・建設業務編	3. 2. 18	第3章	第2節	3.	2)	(8)					構造計算	「建築物の構造設計は、建築基準法第20条第二号建築物として設計し、施設が災害時の応急対策滑動活動や災害廃棄物の受入が可能な状態であるか確認を行うこと。」とありますが、災害時の応急対策滑動活動や災害廃棄物の受入が可能な状態とはどのようなことを確認するのでしょうか。災害時に施設外から避難者の受入等を考えるのでしょうか。（滑動は、「地盤等が滑る」ことですが、活動すると読み替えますがよろしいでしょうか。）	大地震後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物が使用できる状態であることを確認してください。 「滑動」は「活動」の誤記です。 なお、避難住民の受入れはありません。
189	要求水準書 設計・建設業務編	3. 2. 19	第3章	第2節	3.	3)	(1)					基礎構造	「建築物は地盤条件に応じた基礎構造とし、荷重の遍在による不等沈下を生じない基礎計画とすること。」とありますが、添付資料3地質調査データより、地下水と軟弱な砂質地盤が確認できますので、液状化の恐れが懸念されます。 契約後の事前調査に基づく液状化判定の結果より、建物の杭および構内道路等の設計に液状化を考慮することになる場合は、工程・金額等の変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか。	現資料及び地域特性から液状化度合いを想定し、設計を行ってください。なお、事業者による事前調査結果により、その度合いに差異が認められる場合でも設計変更の対象とはなりません。
190	要求水準書 設計・建設業務編	3. 2. 20	第3章	第2節	3.	5)	(4)	③				内壁	プラットホームに隣接する諸室の内壁は、パッカー車等の衝突に対して所定の強度を有する壁構造とすることとありますが、ここでの所定の強度についてご教示ください。	「2015年版 建築物の構造関係技術基準解説書」のP313に記載される” 駐車場における自動車転落事故を防止するための装置等に関する設計指針”を参考に使用する車両重量や形状から安全側に衝撃荷重を算出して設計してください。

No.	資料名	頁	項目								タイトル	質問内容	質問回答	
191	要求水準書 設計・建設業務編	3. 2. 20	第3章	第2節	3.	5)	(4)	③				内壁	「プラットフォームに隣接する諸室の内壁は、パッカー車等の衝突に対して所定の強度を有する壁構造とすること。」とありますが、内壁の前にガードレール等の設置によりパッカー車等の衝突に対してガードレールが変形することで、パッカー車の損傷や乗員の負傷を最小限に抑える提案としてもよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
192	要求水準書 設計・建設業務編	3. 2. 21	第3章	第2節	4.	1)	(2)					外部仕上	外部仕上げは添付資料7(1)を参照することとありますが、添付資料7を参考として外部仕上げおよび構造(仕上げ下地を含む)を提案するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
193	要求水準書 設計・建設業務編	3. 2. 21	第3章	第2節	4.	2)	(1)					内部仕上	内部仕上げは添付資料7(2)(3)を参照することとありますが、例えば、内部壁仕上げにおいて「下地張りを行う」等、ご指定がある場合はご教示願います。	要求水準書に記載のとおりとします。
194	要求水準書 設計・建設業務編	3. 3. 1	第3章	第3節	1.							土木工事	土壌汚染対策が必要な場合は汚染状況によって費用が大幅に変わるため、各建設事業者間に見積条件統一のために設計・建設業務対象区域内の汚染状況が示された資料の提示をお願いします。	土壌汚染対策は、千葉市で実施します。調査結果等に関しては本市のホームページをご確認下さい。 <a href="https://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/shisetsuseibi/shinnseisoukoujyou-dozyouosenntaisaku.html">https://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/shisetsuseibi/shinnseisoukoujyou-dozyouosenntaisaku.html</a>
195	要求水準書 設計・建設業務編	3. 3. 1	第3章	第3節	1.	2)						山留・掘削	「掘削土砂は～、場外へ搬出される建設発生土は市最終処分場の残土置場に搬入・保管すること。」とありますが、建設発生土の搬入までを事業者が行う範囲とし、それ以降の管理等は事業者の所掌範囲外との理解でよろしいでしょうか。	建設発生土を搬入し、敷均し、締固め等の整形作業までを建設事業者が行う範囲とします。それ以降の管理等については、建設事業者の所掌範囲外です。
196	要求水準書 設計・建設業務編	3. 3. 1	第3章	第3節	1.	2)						山留・掘削	「掘削土砂は～、場外へ搬出される建設発生土は市最終処分場の残土置場に搬入・保管すること。」とありますが、土壌汚染の有無に関わらず「市最終処分場の残土置場」に搬入可能と理解してよろしいでしょうか。	汚染土壌は市最終処分場への搬入はできません。土壌汚染対策については、別途本市で対応します。
197	要求水準書 設計・建設業務編	3. 3. 1	第3章	第3節	1.	2)						山留・掘削	「掘削土砂は～、場外へ搬出される建設発生土は市最終処分場の残土置場に搬入・保管すること。」とありますが、「市最終処分場」は新内陸最終処分場と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
198	要求水準書 設計・建設業務編	3. 3. 1	第3章	第3節	1.	2)						山留・掘削	「土工事は安全で合理的な工法を採用すること。掘削土砂は場内で利用することを優先し、場外へ搬出される建設発生土は市最終処分場の残土置場に搬入・保管すること。」とありますが、市最終処分場の残土置場に搬入した場合は費用としては運搬費のほかに管理費等はかかるのでしょうか。本最終処分場は、汚染土壌も受け入れてもらえる前提でよろしいでしょうか。	本表No. 195及びNo. 196を参照してください。

No.	資料名	頁	項目								タイトル	質問内容	質問回答
199	要求水準書 設計・建設業務編	3.3.1	第3章	第3節	2.	2)					構内排水設備	<p>「雨水流出抑制施設」について以下の3点をご教示願います。</p> <p>①「雨水流出抑制施設の設置のお願い」等に基づき、本整備対象区域面積に必要となる雨水流出抑制施設を市関係各所と協議の上、設置すること」とあります。貴市下水道局下水道維持課に事前確認しましたところ、抑制計算は「雨水流出抑制指導基準：平成27年4月千葉市」に基づき「クロスポイント方式」を採用し、比流量は鹿島川水系の「0.00633m<sup>3</sup>/sec/ha」を用いるようにとのことです。雨水貯留槽の容量を算定すると「約4,500m<sup>3</sup>」になります。計画条件としますがよろしいでしょうか。</p> <p>②雨水流出抑制施設は事業実施区域面積（31,710m<sup>2</sup>）に必要な規模とし、共同住宅部分の敷地面積を除くとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>③敷地内にある既存調整池ですが、敷地境界を越境している部分や敷地外からの雨水の流入が考えられる地形となっています。周囲敷地の雨水も流入する調整池となっているかご教示願います。又、既存調整池の放流先が雨水流出抑制施設へ接続となっておりますので、周囲敷地の雨水も流入する調整池の場合は流域面積の考え方もご教示願います。</p>	<p>①設計においては、関係機関と協議のうえ、各種法律、基準、指針に準拠してください。</p> <p>②ご理解のとおりです。</p> <p>③ご指摘のとおり、周囲敷地の雨水も流入する調整池となっており、隣接する傾斜地（約1,500m<sup>2</sup>）を含めた雨水抑制計画とすること。</p>
200	要求水準書 設計・建設業務編	3.3.1	第3章	第3節	2.	2)					構内排水設備	<p>建設用地の降雨は現状、市道北谷津4号線に埋設された下水道と調整池の2か所に放流されていると見受けられます。調整池に貯水された雨水の行き先はポンプアップし下水放流されているのでしょうか。または地下浸透などの別の行き先でしょうか。ご教授願います。</p>	<p>現状は調整池に設置したポンプでポンプアップし、敷地内の雨水排水と合流させ、公共下水（雨水）に放流しています。</p>
201	要求水準書 設計・建設業務編	3.3.2	第3章	第3節	2.	5)					既設調整池	<p>建物地下に設置する雨水貯留槽で必要とする容量をまかなうことができる場合は、既設調整池周囲のメンテナンス通路整備、ポンプの取替は行わない計画としてよろしいでしょうか。</p> <p>もしくは、雨水排水の全量を既設調整池でまかなう計画とすることは可能でしょうか。</p>	<p>本表No.174を参照してください。</p>
202	要求水準書 設計・建設業務編	3.3.2	第3章	第3節	2.	5)	(2)				既設調整池	<p>既設置ポンプ（循環用・移送用）の取替えを行うとありますが、循環用ポンプの用途及び能力、台数をご教示ください。</p> <p>また、本既設調整池は、調整池機能の他には用途（灌がい用等）はないものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>前段については、雨水貯留槽を建物下部に計画することを想定していますが、そのみで必要とする容量を確保できない場合は、既設調整池を利用し、必要とする容量を確保してください。その場合のポンプを指しています。必要なポンプを任意で設置してください。</p> <p>後段については、ご理解のとおりです。</p>
203	要求水準書 設計・建設業務編	3.3.2	第3章	第3節	2.	5)	(3)				既設調整池	<p>敷地造成の協議により、既設調整池の埋戻しは可とありますが、P3.2.5 2.1) (1) ⑤ オ)に記載の雨水流出抑制用雨水貯留槽を別途設けた場合は、基本的に既設調整池を埋め戻すことは可能であるとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、既設調整池は事業区域外にまたがっており、財産区分が不明ですが、事業区域外の工事に関して利害関係者の同意等は必要ないものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>前段については、ご理解のとおりです。</p> <p>後段については、土地所有者との交渉は本市が行います。</p>
204	要求水準書 設計・建設業務編	3.3.2	第3章	第3節	2.	5)	(3)				既設調整池	<p>調整池が事業区域内外をまたいでいますが、調整池を存置する場合、その維持管理は事業区域外も含めすべて事業者で行うこととなるのでしょうか。また、調整池周りにメンテナンス通路を整備とありますが、事業区域を超える部分の整備も必要となるのでしょうか。その場合、その通路の維持管理も事業者で行う必要があるのでしょうか。</p>	<p>前後段ともに、事業者が維持管理を行うものとします。</p>

No.	資料名	頁	項目								タイトル	質問内容	質問回答	
205	要求水準書 設計・建設業務編	3.3.2	第3章	第3節	2.	6)	(4)					構内照明工事	「構内照明には、太陽光発電、風力発電等自然エネルギーを積極的に活用し」とありますが、太陽光発電と風力発電機能によるハイブリッド外灯を設置するとの理解でよろしいでしょうか。	建設事業者の提案に委ねます。
206	要求水準書 設計・建設業務編	3.3.3	第3章	第3節	3.	2)	(2)	①				駐車場 計画台数	普通車（運転員）50台程度とありますが、本台数は貴市職員殿とSPC運転員を合わせた台数と考えてよろしいでしょうか。また、貴市職員用として必要な台数をご教示ください。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、10台とします。
207	要求水準書 設計・建設業務編	3.3.3	第3章	第3節	3.	2)	(2)	③				駐車場 計画台数	車いす用駐車場について記載がありませんが、普通車（来場者）15台程度の中に含んでいるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
208	要求水準書 設計・建設業務編	3.4.1	第3章	第4節	1.	1)						植栽・芝張工事	「（敷地面積は第一節 計画概要の5.敷地面積参照のこと）」とありますが、緑化率算出の基準となる面積はP1.1.1 6.事業実施区域面積の31,710㎡と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
209	要求水準書 設計・建設業務編	3.4.1	第3章	第4節	1.	4)						既設調整池・緑地 植栽・芝張工事	敷地北西側の既設調整池・緑地を残地する場合は…とありますが、既設調整池は埋戻しも可とあるように本エリアについては、本事業において造成、整備することは可能であると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
210	要求水準書 設計・建設業務編	3.5.1	第3章	第5節	1.	1)						空気調和設備工事	温湿度条件は、国土交通省大臣官房庁営繕部設備・環境課監修：建築設備設計基準 表2-6設計用屋外条件の「東京」に基づき協議して頂けるものと理解していますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
211	要求水準書 設計・建設業務編	3.5.2	第3章	第5節	4.							消火設備工事	千葉県火災予防条例において「全出力1,000キロワット以上の発電設備のある場所に不活性ガス消火設備を設置」とあります。タービン発電機室には不活性ガス消火設備を設置する必要があると思われませんが、計画に見込むとの理解でよろしいでしょうか。	関係機関と協議のうえ、各種法律、基準、指針に準拠してください。
212	要求水準書 設計・建設業務編	3.5.2	第3章	第5節	6.							ガス設備工事	プラントで使用しない場合、本工事は不要としてもよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
213	要求水準書 設計・建設業務編	3.5.4	第3章	第5節	8.							配管工事	・汚水配管の2階以上の便所において「硬質ポリ塩化ビニル管（VP）」の記載がございませんが、VP管の使用は不可なのでしょうか。 ・また、消火配管について、所轄消防が認めている配管は採用可能との理解でよろしいでしょうか。	前段については、VP管の使用は不可とします。 後段については、ご理解のとおりです。
214	要求水準書 設計・建設業務編	3.6.1	第3章	第6節	3.	2)	(1)					電話設備工事	「工場棟、計量棟の必要箇所に電話を設置し、内線通話を行えるものとする。」とありますが、添付資料8に記載されている電話設置個所については、固定電話だけでなくPHSでの対応も含めたものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目								タイトル	質問内容	質問回答	
215	要求水準書 設計・建設業務編	3. 6. 1	第3章	第6節	3.	2)	(2)					電話設備工事	「光通信及び構内LANケーブルの設置に係る配管配線工事を行う」とあります。インターネット環境を構築する範囲は、事務室エリアを考えますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
216	要求水準書 設計・建設業務編	<del>3. 6. 1</del> 3. 6. 2	第3章	第6節	3.	2)	(4)					電話設備工事	貴市で想定している局線数をご教示願います。	電話は2本、FAXは1本とします。
217	要求水準書 設計・建設業務編	4. 1. 1	第4章	第1節	1.							解体工事範囲	本文中に「すべての地下構造物を撤去することとするが、撤去が難しいものについては、本市との協議によるものとする。但し、汚水公共枡、雨水公共枡は除く。」と記載がございますが、汚水公共枡と雨水公共枡は残置するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
218	要求水準書 設計・建設業務編	4. 1. 1	第4章	第1節	1.							解体工事範囲	解体撤去範囲図については添付資料12(1)参照とありますが、提示されている資料からでは予知することができない地中埋設物等があった場合は、建設工事請負契約書(案)の規定に基づき工期、金額の変更協議をしていただけるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
219	要求水準書 設計・建設業務編	4. 1. 1	第4章	第1節	1.							解体工事範囲	全ての地下構造物を撤去することとし、撤去が難しいものは、本市との協議によるとありますが、既設杭について本工事において支障とならないものについては残置させていただいてよろしいでしょうか。	共同住宅(旧職員住宅)については、全て撤去を行うものとします。 事業実施区域については、要求水準書に記載のとおり、協議によるものとします。
220	要求水準書 設計・建設業務編	4. 1. 2	第4章	第1節	2.							対象施設の状況	施設停止後に、水槽類の簡易清掃を実施されているとのことですが、各水槽類に残留されている薬品等は存在していないものと考えてよろしいでしょうか。残留物がある場合、種類・量が不明であり、適正な見積が困難であることから、その処分等の対応につきましては本事業の範囲外とさせていただくことでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
221	要求水準書 設計・建設業務編	4. 1. 2	第4章	第1節	1.	3)						解体工事範囲 工場棟プラント主要設備	撤去する電気設備の仕様をご教示願います。 ・特高設備、特高変圧器の絶縁媒体の種類と量(ガスor油)	当施設は特別高圧受電ではなく、高圧受電です。参照資料を追加します。要求水準書添付資料23「撤去する電気設備(高圧電力)」を参照してください。
222	要求水準書 設計・建設業務編	4. 2. 3	第4章	第2節	2.	3)	(7)					その他	本市が実施する土壌汚染対策法に準拠した建築地下の概況調査とありますが、建設場所の土壌汚染に対する対策は、本事業範囲外であるとの理解でよろしいでしょうか。また、平成30年4月17日に貴市ホームページにて公表された土壌汚染に関する対策などによる工程の遅延は運営事業者の責にはならないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
223	要求水準書 設計・建設業務編	4. 2. 7	第4章	第2節	4.	1)	(5)	①				洗浄排水処理設備の設置	解体工事時における処理後排水は基準を満たせば、公共水域(調整池)へ放流してよいと理解してよろしいでしょうか。	関係機関と協議のうえ、各種法律、基準、指針に準拠してください。

No.	資料名	頁	項目								タイトル	質問内容	質問回答	
224	要求水準書 設計・建設業務編	4. 2. 13	6)- 第4章	(2)- 第2節	④ 4.	6)	(2)	⑧				PCB含有廃棄物（含有の可能性のある廃棄物を含む）	PCB含有廃棄物は全て場内保管ではなく、場外移送でしょうか。	トランスの絶縁油の検査を行い、PCBの含有が無いことを確認し、絶縁油の抜取と処分は完了しています。照明の安定器は抜取調査を行い、PCB使用安定器は見つかりませんでした。建設事業者が全量確認してください。なお、PCB含有の安定器が見つかった場合には千葉市衛生センターへ運搬してください。
225	要求水準書 設計・建設業務編	4. 2. 13	6)- 第4章	(2)- 第2節	④ 4.	6)	(2)	⑧				PCB含有廃棄物（含有の可能性のある廃棄物を含む）	PCB含有廃棄物の処理対象が不明です。含有機器リストをご指示下さい。	本表No. 224を参照してください。
226	要求水準書 設計・建設業務編	4. 2. 13	第4章	第2節	4.	6)	(1) (2)	⑧				PCB含有廃棄物（含有の可能性のある廃棄物を含む）	PCB含有の可能性のある廃棄物に対する事前調査は、本事業の範囲に含まれるものと考えてよろしいでしょうか。	本表No. 224を参照してください。
227	要求水準書 設計・建設業務編	4. 2. 13	第4章	第2節	4.	6)	⑧ (2)	⑧	イ)			PCB含有廃棄物 PCBを含有する可能性のある廃棄物	PCBを含有する廃棄物が発見された場合、その分析・移送などにかかった費用については、あとで別途ご清算頂けると考えてよろしいでしょうか。	本表No. 224を参照してください。
228	要求水準書 設計・建設業務編	4. 2. 13	第4章	第2節	4.	6)	(1) (2)	⑧				PCB含有廃棄物（含有の可能性のある廃棄物を含む）	PCB含有の可能性のある廃棄物の処分・移送が本事業に含まれておりますが、処分・運搬すべきPCB廃棄物の種類・数量・性状・荷姿が現時点において不明確であることから、本業務につきましては見積範囲外とさせていただきます。解体前の事前調査の結果により、仕様変更としてご協議・ご精算いただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	本表No. 224を参照してください。
229	要求水準書 設計・建設業務編	4. 2. 13	第4章	第2節	4.	6)	(1) (2)	⑧				PCB含有廃棄物（含有の可能性のある廃棄物を含む）	本事業にてPCB含有廃棄物を保管する旨、仕様書に記載がございますが、廃棄物処理法上、PCBの保管は保管事業者（貴市）であるため、本事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。	本表No. 224を参照してください。
230	要求水準書 運営・維持管理業務編	13	第1章	第4節	5							本業務期間終了時	「本施設供用開始後約30年にわたって使用する予定」とありますが、30年を超えて使用のご計画はございますでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
231	要求水準書 運営・維持管理業務編	14	第2章	第3節	表2. 1							有資格者の配置 維持管理・運営必要 資格	参考事例として記載されていますが、第2種ボイラ・タービン主任技術者は、電気事業法第四十三条第2項による許可を得た主任技術者も該当するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
232	要求水準書 運営・維持管理業務編	16	第3章	第3節	(1)							運転計画の作成	「なお、本施設の定期修繕は、9月中の15日程度を想定している。」とありますが、年間発電量最大化の観点から、全休炉の実施時期について事業者提案としてもよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
233	要求水準書 運営・維持管理業務編	17	第3章	第5節	4							ごみ処理手数料の徴収など	「本市が定める方法で徴収すること。」とありますが、現時点で想定されている方法がありましたらご教示願います。	現金徴収を想定しています。

No.	資料名	頁	項目								タイトル	質問内容	質問回答
234	要求水準書 運営・維持管理業務編	17	第3章	第5節	4						ごみ処理手数料の徴収など	粗大ごみ（布団等・畳・カーペット）の手数料は、計量機での計量（10kg単位）に基づいて徴収するものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
235	要求水準書 運営・維持管理業務編	17	第3章	第5節	4						ごみ処理手数料の徴収など	貴市が指定した金融機関への納入とは、運営事業者の口座から貴市指定口座への振込で可と理解してよろしいでしょうか。金融機関への窓口に向いて現金納付する場合、現金輸送中の盗難や金融機関への移動・納付待ちによる従業員の負荷増を避けたく、振込を認めて頂けないでしょうか。	口座振込は認めません。
236	要求水準書 運営・維持管理業務編	17	第3章	第5節	5						受付	「貴市が事前に提示する場合」とありますが、事前とはおよそ何日前を想定すればよろしいでしょうか。	収集車が渋滞などにより遅れる場合の開場の延長を想定しているため、当日の連絡となります。
237	要求水準書 運営・維持管理業務編	17	第3章	第5節	5						受付	自己搬入の受付時間をご教授願います。	要求水準書に記載のとおりとします。
238	要求水準書 運営・維持管理業務編	17	第3章	第5節	5						受付	「電話対応等」との記載がありますが、電話対応以外に想定されているものが有ればご教授願います。	来訪者の受付対応を想定しています。
239	要求水準書 運営・維持管理業務編	17	第3章	第5節	5						受付	「本市が事前に提示する場合は、上記に関わらず受入を行うこと」との記載について、年間回数、時間数の実績をご教示願います。	No. 236参照
240	要求水準書 運営・維持管理業務編	17	第3章	第5節	5						受付	年末年始とは、12月31日及び1月1日から1月3日のことを指すという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
241	要求水準書 運営・維持管理業務編	17	第3章	第5節	5						受付	千葉市新内陸部最終処分場の受入可能時間に合わせて、処理対象物の受付時間で、12時から13時は受付時間から除いて、頂けないでしょうか。当該時間を昼休みに充てることで、労働基準法上の従業員の休憩取得が円滑になり、休憩取得のための従業員数増を防止できます。	要求水準書に記載のとおりとします。
242	要求水準書 運営・維持管理業務編	17	第3章	第6節	(3)						搬入管理	持込まれる粗大ごみには、タンス、机等の大型粗大ごみは含まれないものの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
243	要求水準書 運営・維持管理業務編	17	第3章	第6節	(3)						搬入管理	持込まれる粗大ごみ（布団等・畳・カーペット）の1日当たり最大数量及び年間数量をご教示願います。	本表No. 108を参照してください。

No.	資料名	頁	項目								タイトル	質問内容	質問回答
244	要求水準書 運営・維持管理業務編	17	第3章	第6節	(4)						搬入管理	「運営事業者は本市が行う搬入物検査に協力すること。」とありますが、貴市が独自で実施する検査の頻度をご教示下さい。	1年に1回、月曜日から金曜日までの期間で実施します。
245	要求水準書 運営・維持管理業務編	17	第3章	第6節	(4)						搬入管理	運営事業者の搬入物検査に際して、貴市も御立合い願います。民間の運営事業者だけで搬入物を検査すると、搬入者との間でトラブルが生じやすくなることを懸念しています。	立会を行いません。
246	要求水準書 運営・維持管理業務編	18	第3章	第7節	(3)						適正処理・適正運転	「光化学スモッグに関する警報等が発令された際には、本市が作成したばい煙減少計画届出書に沿って、適切な対応をとるとともに、報告資料を作成すること。」とありますが、ばい煙減少計画により計画外の休炉等による用役の増加や売電量の減少が生じた場合は、費用の精算についてご協議いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ばい煙減少計画により計画外の休炉等に関わる費用については、運営事業者の範囲となります。なお、売電収入の帰属先は本市となります。
247	要求水準書 運営・維持管理業務編	18	第3章	第7節	(3)						適正処理・適正運転	大気発生源常時監視テレメータシステムの操作、メンテナンス等は貴市所掌との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
248	要求水準書 運営・維持管理業務編	18	第3章	第10節	1	(1)					熔融スラグ	入札参加者が提案書で熔融スラグのJIS適合及びその適合量を提案した場合、提案未達はペナルティが必要と思料いたします。ペナルティがなければ、JISを満足させる誘因が働かず、貴市の最終処分場が逼迫されると思われま	入札説明書添付資料-4 モニタリング及び対価の減額の方法に記載されている方法により、減額を行います。
249	要求水準書 運営・維持管理業務編	19	第3章	第10節	1	(2)					熔融スラグ	「本市は、熔融スラグの売却先を確保するとともに、残りの熔融スラグについては千葉市新内陸最終処分場の覆土材として再利用する。運営事業者は、本市が確保した売却先に本施設にて熔融スラグを立会いの上引き渡すものとする。残りについては最終処分場へ運搬すること。」とありますが、受注者が事業提案書で提案した有効利用先及び有効利用量を貴市起因で採用しなかったことにより、千葉市新内陸最終処分場の覆土材として利用する熔融スラグが発生する場合、当該の運搬等に係る費用は、貴市に負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	本市は熔融スラグの資源化を推進しており、ご提示の事態を想定していません。
250	要求水準書 運営・維持管理業務編	19	第3章	第10節	1	(3)					熔融スラグ	品質未達の熔融スラグについて、千葉市新内陸最終処分場での処分にかかる費用の単価をご教示ください。	千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例による単価です。270円/10kg(税別)
251	要求水準書 運営・維持管理業務編	19	第3章	第10節	1	(3)					熔融スラグ	品質未達の熔融スラグ処分に係る費用の単価をご教示願います。	本表No. 250を参照してください。
252	要求水準書 運営・維持管理業務編	19	第3章	第10節	4	(1)					飛灰処理物	運営事業者は、飛灰処理物を千葉市新内陸最終処分場へ運搬するとありますが、運営事業者が他の施設などに外部委託して資源化または処分することは認めないとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。

No.	資料名	頁	項目								タイトル	質問内容	質問回答
253	要求水準書 運営・維持管理業務編	19	第3章	第10節	4	(3)					飛灰処理物	年末年始並びにゴールデンウィークの定義をご教示願います。また、最大で何日間連続で受入不可となるのか、ご教示願います。	年末年始については12月31日～1月3日、ゴールデンウィークについては、4月末から5月初めまでの休日であり、土曜・日曜・祝日の組み合わせによります。受入れについては、本施設の運営の支障とならないよう、千葉市新内陸最終処分場で対応します。
254	要求水準書 運営・維持管理業務編	19	第3章	第10節	4	(4)					飛灰処理物	「受入可能時間は、平日の」とありますが、平日は月曜日～金曜日との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
255	要求水準書 運営・維持管理業務編	19	第3章	第10節	1	(4)					副生成物の処理等 溶融スラグ	溶融スラグの「積み込み用の重機については、運営事業者が確保すること。」とありますが、作業用重機は設計建設業務で納入することになっているため、建設事業者が納入した重機を運営事業者が使用するものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
256	要求水準書 運営・維持管理業務編	20	第3章	第10節	5	(1)					処理不適物	運営事業者は処理不適物を最終処分場へ運搬するとなっておりますが、処理不適物の発生量は運営事業者で設定し、その運搬費用を見込むとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
257	要求水準書 運営・維持管理業務編	20	第3章	第10節	5	(1)					処理不適物	運営事業者は、処理不適物を千葉市新内陸最終処分場へ運搬するとありますが、運営事業者が他の施設などに外部委託して資源化または処分することは認めないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
258	要求水準書 運営・維持管理業務編	20	第3章	第10節	5	(4)					処理不適物	「受入可能時間は、平日の」とありますが、平日は月曜日～金曜日との理解でよろしいでしょうか。	本表No. 254を参照してください。
259	要求水準書 運営・維持管理業務編	20	第3章	第10節	6						古紙	再資源化業者が古紙を回収する回数は年間何回程度でしょうか。 また、搬入受付日時をご教示願います。	古紙回収庫がいっぱいになり次第、運営事業者が回収について連絡するものとします。 月曜日から金曜日の9時から16時までの間に引き渡しを行うものとします。 搬入受付については、持込時に立ち合い、月曜日から金曜日の9時から16時までとします。
260	要求水準書 運営・維持管理業務編	23	第4章	第5節	1						保全	要求水準書 運営・維持管理業務編 P.16 第4節 修繕において「本施設正式引渡しから、3年が経過する前までは建設事業者の負担とする。」とありますが、保全に要する費用負担も修繕と同様に本施設正式引渡しから3年が経過する前までは建設事業者の負担との理解でよろしいでしょうか。	ご提示の費用については、運営事業者の負担（建設事業者のかしは含まれない）です。
261	要求水準書 運営・維持管理業務編	27 26	第5章	第2節	(1)						測定管理マニュアルの作成	表5.1に排水中の水素イオン濃度及び温度は、下水道法及び千葉市下水道条例に従うと毎日分析することになりますが、これは常設の温度計および水素イオン濃度計にて測定するというでよろしいでしょうか。	関係機関と協議のうえ、各種法律、基準、指針に準拠してください。
262	要求水準書 運営・維持管理業務編	27	第5章	第3節	表5.1						業務期間中の測定項目	敷地土壌のダイオキシン類濃度の測定項目がありますが、貴市指定の1カ所を測定するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目								タイトル	質問内容	質問回答
263	要求水準書 運営・維持管理業務編	31	第7章	第5節	(1)						施設警備・防犯	「運営事業者は、場内の施設警備・防犯体制を整備すること。」とありますが、機械警備による警備・防犯との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。なお、防犯警備設備工事仕様については、要求水準書設計・建設業務編、3.6.3ページの第3章第6節3、8)も参照してください。
264	要求水準書 運営・維持管理業務編	31	第7章	第6節	(1)						見学者対応	見学者の受付及び説明、行政視察への対応は月曜日～金曜日に行うことでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
265	要求水準書 運営・維持管理業務編	31	第7章	第6節	(1)						見学者対応	見学者対応は事前に申し込みがあった場合のみ事業者が対応するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
266	要求水準書 運営・維持管理業務編	31	第7章	第6節	(1)						見学者対応	見学者の受付とは電話や書面による見学申込みの受け付けも含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
267	要求水準書 運営・維持管理業務編	<del>31</del> 32	第7章	第6節	(6)						見学者対応	想定される同時最大受入人数をご教示願います。	要求水準書設計建設業務編、p.3.2.7(1)①見学者説明室の規模を参照してください。
268	要求水準書 運営・維持管理業務編	32	第7章	第6節	(6)	表7.1					見学者受入人数実績	想定見学者受入人数の詳細をご教示願います。 ①社会科見学、一般などの種別、②1日当たりの最大クラス数・人数・団体数、③月別見学者数 など	想定見学者受入人数の詳細についてですが、 ①社会科見学が中心となります。 ②1回に3クラス、合計135人が最大となり、午前1回、午後2回実施するペースとなります。 ③参照資料を追加します。要求水準書添付資料24「月別見学者受入人数実績（新港清掃工場）」を参照してください。
269	要求水準書 運営・維持管理業務編	<del>31</del> 32	第7章	第7節	(2)						周辺住民対応	市と住民等で結ぶ協定等が既にごございましたらご教示願います。	特にありません。
270	要求水準書 運営・維持管理業務編	<del>31</del> 32	第7章	第7節	(2)						周辺住民対応	貴市が住民等と結ぶ協定等の記載内容で、入札説明書等の公表資料に記載の無い事項は、貴市と協議の上対応するとの理解でよろしいでしょうか。	本表No. 269を参照してください。
271	要求水準書 運営・維持管理業務編	32	第7章	第8節	(3)						余熱利用	「若葉いきいきプラザ及び北谷津温水プールへの配電線についても、維持管理(受電設備の一時端子まで)を行うこと。」とありますが、蒸気・温水配管の維持管理は本施設内までとし、施設外は維持管理の対象外という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
272	要求水準書 添付資料	添付資料1									建設場所	図面作成及び技術提案書作成の為、敷地測量図のCADデータをご提供いただけないでしょうか。	CADデータを提供します。

No.	資料名	頁	項目								タイトル	質問内容	質問回答
273	要求水準書 添付資料	添付資料 1(2)									建設場所	設計・建設業務対象区域の、敷地CADデータ（敷地境界が明示された）を提示してください。	本表No. 272を参照してください。
274	要求水準書 添付資料	添付資料2									敷地内の平面配置計画及び取り合い点位置図	全体配置を計画する上で敷地図のCADデータをご提供いただけないでしょうか。	本表No. 272を参照してください。
275	要求水準書 添付資料	添付資料2									敷地内の平面配置計画及び取り合い点位置図	平面配置計画図中にタイヤ洗浄というスペースが計画されていますが、本施設の用途及び計画仕様についてご教示願います。	搬出車両に付着した溶融スラグの洗浄を目的としています。
276	要求水準書 添付資料	添付資料 2(3)									敷地内の余熱取り合い点位置図	管路断面図がありますが、蒸気配管と高圧電線が別工事となっています。蒸気配管はトレンチ内に施工して敷地境界線でバルブを設置して取り合い、高圧電線はトレンチ内は施工せず新清掃工場内配電盤フィーダ端子取り合いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、要求水準書添付資料2（3）（平成30年6月8日修正版）を参照してください。
277	要求水準書 添付資料	添付資料 2(3)									敷地内の余熱取り合い点位置図	管路断面図の蒸気配管は1本ですが、ドレン返送配管もあるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
278	要求水準書 添付資料	添付資料5									施設イメージ図（参考）	プラットフォームへの搬入道路について、ランプウェイ方式を採用してもよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
279	要求水準書 添付資料	添付資料7									建築標準仕上表	工場棟の内外仕上げについて、要求水準書で求められている機能・性能、各室の機能、用途及び維持管理を踏まえ事業者により任意ご提案させていただいてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
280	要求水準書 添付資料	添付資料 7(1)									建築標準仕上表	炉室の屋根はALC版の上シート防水となっていますが、コンクリートの上シート防水としてもよろしいでしょうか。	ご提示の提案を認めます。
281	要求水準書 添付資料	添付資料8									建築設備リスト	炉室の換気種別は2種換気となっていますが、炉室外壁に給気口を設置し、屋根モニタから排気する自然換気方式として、ファンの動力を必要としない消費動力を削減できる方式としてもよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
282	要求水準書 添付資料	添付資料8									建築設備リスト	「換気回数」等については、国土交通省大臣官房庁営繕部設備・環境課監修：建築設備設計基準に基づき協議して頂けるものと理解していますがよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
283	要求水準書 添付資料	添付資料8									建築設備リスト	電話、インターホン及び時計設置個所の記載で、中央制御室とクレーン操作室に○がありますが、両室が同一室にある場合は1台設置でよろしいでしょうか。	ご提示の提案を認めます。

No.	資料名	頁	項目								タイトル	質問内容	質問回答
284	要求水準書 設計・建設業務編 添付資料	添付資料9	<del>(5)</del> 3.	(5)							固定パネル	4カ国語の内訳をご教示願います。	日本語、英語、中国語、韓国語となります。
285	要求水準書 添付資料	添付資料9	3.								各室設備概要	具体的な設備、展示アイテムが示されていますが、「(既存清掃工場設備参照)」とあることから、参考のため既存の工場にあるものを示めたものであり、本内容を参考に事業者にて自由に提案できるものと考えてよろしいでしょうか。	参考としたレベル以上の提案を求めます。
286	要求水準書 添付資料	添付資料9	2.								見学者ルート	提示のルートは参考とし、見学の順序は資料にとらわれないものとしてよろしいでしょうか。	原則、要求水準書に記載のとおりとします。
287	要求水準書 添付資料	添付資料12									解体工事	添付資料12(6)「アスベスト混入物の対象範囲図(参考)」について、CADデータの提供をお願いいたします。また添付資料12のその他図面についてもCADデータがございましたら提供をお願いいたします。	添付資料12(6)のうち各階平面図についてのCADデータは提供可能です。これ以外に添付資料12のうちCADデータとして提供できるデータはありません。
288	要求水準書 添付資料	添付資料12	<del>4</del> (5) (6)	イ							建築意匠数量	石綿混入物位置図(外装塗材の範囲図)の赤線の範囲と、添付資料12(5)のイ.建築意匠数量の本館工場棟外壁数量241m <sup>2</sup> が乖離していると思われます。外壁数量をご指示下さい。	要求水準書添付資料12(5)のイ.建築意匠数量本館工場棟外壁数量241m <sup>2</sup> はALCの施工面積であり、仕上げ面積ではありません。アスベスト材使用仕上げ面積については、要求水準書添付資料12(10)の立面図等から算出してください。
289	要求水準書 添付資料	添付資料12 <del>(10)</del> キ	(10)	(キ)	2						2若葉いきいきプラザ 温水配管及び樹図	図面中には給水管100A、給湯往150A、給湯戻150Aの配管が3本あります。新設する配管は、温水供給配管往のみの1本との理解でよろしいでしょうか。	温水は循環させますので、取合い点からの戻り配管を含みます。新設する循環配管については要求水準書添付資料2(3)(平成30年6月8日修正版)を参照してください。
290	要求水準書 添付資料	添付資料12 <del>(10)</del> キ	(10)	(キ)	8						8北谷津清掃工場受電管路図	既存受電管路を撤去しますが、新規15kV2回線の受電経路も同様に埋設で取り合うとの理解でよろしいでしょうか。また埋設での受電方式は東京電力と合意、調整済との理解でよろしいでしょうか。屋外開閉所を設置して架空取り合いはしないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
291	要求水準書 添付資料	添付資料13									揚水施設の概要	井戸の水質について滅菌後の水質との記載がありますが、滅菌とはどの程度の処理をされていたのでしょうか。	次亜塩素酸ソーダによる滅菌を実施しています。
292	要求水準書 添付資料	添付資料15 添付資料16									北谷津温水プール 使用蒸気量 使用電力量	4月半ば及び1月後半～3月前半にかけて、使用蒸気量及び使用電力量が0となっていますが、この期間は点検又は更新工事等が行われていたのでしょうか。また、H38年度以降における更新工事等はないものとして、本施設の計画は行うものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
293	要求水準書 添付資料	添付資料17									北谷津温水プール エネルギー使用量 (参考)	復水戻り条件は82～86℃の復水が、全量新清掃工場に戻ってくると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目								タイトル	質問内容	質問回答
294	要求水準書 添付資料	添付資料19									大気発生源常時監視 テレメータシステムの 外形図（参考）	テレメータシステムは貴市が中央制御室に設置するものと理解してよろしいでしょうか。また、各測定値信号線をテレメータへ接続するまでを受注者工事範囲として、貴市への発信信号線工事は貴市の工事範囲との理解でよろしいでしょうか。	テレメータシステムは本市が電算機室に設置するものとします。 本市の工事範囲は、受注工事業者が設置する計装盤から、テレメータへ接続及び外部発信信号線工事である。また、受注工事業者はテレメータへ電力供給するため、電源及び接地端子を用意することとし、接続は本市が行います。
295	要求水準書 添付資料	添付資料19									大気発生源常時監視 テレメータシステムの 外形図（参考）	テレメータシステムのメンテナンスは、貴市の所掌範囲との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
296	要求水準書 添付資料	添付資料20	2								鉄・アルミ・非鉄 比率	「2. 鉄・アルミ・非鉄 比率」は、「1. 他所灰の性状」の全灰分（68.6%）の内訳を表しているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
297	要求水準書 添付資料	添付資料20	3								主成分比率	「3. 主成分比率」は、「1. 他所灰の性状」の三成分の内、全灰分1kgに対する各物質の含有量と理解してよろしいでしょうか。 また、ご提示頂いた成分のみでは各成分を酸化物に換算しても合計100%となりませんが、その他の成分につきデータがございましたらご教示願います。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、その他の成分についてのデータはありません。
298	要求水準書 添付資料	添付資料20	4								元素分析	「4. 元素分析」について ①質量ベースでの割合との理解でよろしいでしょうか。 ②「1. 他所灰の性状」に記載の三成分の元素分析との理解でよろしいでしょうか。 ③湿基準について、各成分の合計と「1. 他所灰の性状」に記載の全可燃分（5.6%）との値が異なりますが、取り扱いについてご教示下さい。	①ご理解のとおりです。 ②ご理解のとおりです。 ③他所灰を焼却炉への入力物と考え、環整第95号に基づき測定を行いました。本来のごみ試料では可燃分のみ抽出し、測定試料が酸素飽和条件中にて全て燃焼しきるという前提において測定されますが、今回の試料では、焼却灰のため、可燃分のみを抽出することはできず、焼却灰試料を、全て可燃物試料であると想定して測定を実施しております。そのため、湿基準の各成分の合計と「1. 他所灰の性状」に記載の全可燃分（5.6%）との値が異なります。
299	要求水準書 添付資料	添付資料20	5								含水率	「5. 含水率」に記載の含水率（25.3%）と「1. 他所灰の性状」に記載の全水分（25.8%）との値が異なりますが、「1. 他所灰の性状」に記載の全水分（25.8%）を正と理解してよろしいでしょうか。	「5. 含水率」と「1. 他所灰の性状」では、サンプルが異なります。サンプルは同じ運搬車両が運んできたものですが、別のサンプルで分析しています。
300	要求水準書 添付資料	添付資料20									他所灰のごみ質	本施設に搬入される他所灰については記載の値と同等程度のものが搬入されるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
301	要求水準書 添付資料	添付資料 1(2)									建設場所（事業実施 区域）	現状の地盤高さが記載されていますが、受領したpdfでは数字が判明できません。また現地視察では、測量の時間がないと思われます。現状地盤高さがわかる資料をご提示いただけませんか。	CADデータを提供します。

No.	資料名	頁	項目									タイトル	質問内容	質問回答
302	要求水準書 添付資料	添付資料8										建築設備リスト	ご提示の建築設備リストを参考に、事業提案にて最適な構成とするという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
303	要求水準書 添付資料	添付資料3										地盤調査データ	入札前に地盤調査を実施することが困難であり、液化化判定および圧密沈下の有無が確認できないため、落札者決定後の地盤調査にて液化化判定および圧密沈下等が判明した場合、仕様変更としてご協議・ご精算いただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	本表No. 189を参照してください。
304	落札者決定基準書 様式集	4 様式8-11	表-2 3	2 (2)	(3) 表-2	2	(3)					エネルギー回収の適切性	『環境省の「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル（平成28年3月改定版）」に基づいているか。』とありますが、平成30年3月改訂版が最新マニュアルとして更新されています。最新版のマニュアルに基づくものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
305	落札者決定基準書	5	表-2 3	(2/2) (2)	3 表-2	(1) 3	4 (1)	イ				工事管理計画	評価の視点にある「雨水流出抑制対策」とは、竣工後の雨水流出抑制対策に関する提案を意図しているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
306	落札者決定基準書	5	表-2 3	(2/2) (2)	3 表-2	(1) 3	4 (1)	イ				工事管理計画	周辺施設への振動、騒音、粉じん、濁水等の抑制、防止対策についての提案は、解体工事期間を含む全工事期間を対象とすればよろしいのでしょうか。あるいは解体工事期間中の対策については、「ウ 解体工事施工」の項目にて、ダイオキシン類及びアスベスト対策を含めて記載することとするのでしょうか。ご教示願います。	前段については、解体工事及び建設工事の全ての工事を対象とします。後段については、解体工事で発生するダイオキシン類及びアスベストなどの環境保全対策を対象とします。
307	提出書類の作成要領	2	6	ア								提案内容	様式7-1～8には運営費用が記載され、入札書の一部の額となることから、他の提出書類と一緒にせず、様式5-1入札書と同様に封筒に入れて提出すべきと思料します。	提出書類の作成要領に記載のとおりとします。
308	提出書類の作成要領	4	6	イ								記載要領	「[該当ページ番号/様式単位の総ページ数]（記載例：（様式8-2別紙 [1/6]）」とありますが、様式6-3「技術提案書」については、ページ数が非常に多く、また設計計算書と図面など様々な種類の図書が混在します。そのため、様式6-3「技術提案書」については、項目毎に通し番号を付けるものとし、総ページ数の記載についてはご容赦願えませんでしょうか（例 第2章第1節の3ページ目は「2-1-3」、4ページ目「2-1-4」）。	提出書類の作成要領に記載のとおりとします。
309	提出書類の作成要領	4	6	イ	①							事業提案書記載要領	正本1部については、表紙及び表紙以外の各様式において企業名を明らかにすることとありますが、正本においては各様式の応募者番号を記載する部分に代表企業名を併記するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
310	提出書類の作成要領	4	6	イ	③							事業提案書記載要領	補足資料とありますが、具体的にどのような図書を想定されているかご教示願います。また、補足資料は指示があるもの以外は非価格要素審査の対象外との理解でよろしいでしょうか。	前段の質問におけるご指摘部分「補足資料」については誤記のため削除するものとしてご理解ください。非価格要素審査に関する提出書類への補足資料の添付を認めません。後段の質問については、ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目								タイトル	質問内容	質問回答
311	提出書類の作成要領	4	6	イ	④						A3版書類 記載要領	技術提案書のA3版の書類については、要求水準書 設計建設業務編（第1章 第9節 1.技術提案書）において「設計図書はA4版、図面は開いてA3版（2つ折製本）とし、それぞれ別冊とすること。」とありますが、本図書を正とし、「A4版に折込み片面印刷」との理解でよろしいでしょうか。	「提出書類の作成要領」6イ④を正とします。
312	提出書類の作成要領	5	6	イ	⑧						記載要領	各審査書単位の総ページ数の表現の審査書単位とは、「（1）基礎審査に係る提出書類」と「（2）非価格要素審査に係る提出書類」の2種類と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
313	提出書類の作成要領	4	6	イ	⑨						事業提案書 記載要領	各書類の所定の欄に、本市から交付された応募者番号を記入することとありますが、Excelにて作成する事業計画に係る書類は任意の位置に応募者番号を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。各様式の下部の余白に記載してください。
314	提出書類の作成要領	5	6	イ	⑫						記載要領	「Microsoft社のWord及びExcelにより作成するものとする」とありますが、図面等はpdf形式にて提出としてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
315	提出書類の作成要領	5	6	イ	⑫						記載要領	作成ソフトはワードかエクセルでとの記載がありましたが、様式6-3技術提案書の中で、図面に関するものは、PDF形式で提出してよろしいですか。（計算式やほかのシートのリンクがないため）	本表No. 314を参照してください。
316	提出書類の作成要領	5	6	ウ							製本要領	簡易製本とありますが、パイプファイルに綴じて提出する事でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
317	提出書類の作成要領	5	6	ウ							製本要領	「正本および副本は1冊に調整し」とありますが、書類の枚数によっては見やすさを考慮して分冊してもよろしいでしょうか。	「提出書類の作成要領」に記載のとおりとします。
318	提出書類の作成要領	5	6	ウ							製本要領	様式6-1から様式8-26までを1冊に調整するとありますが、1冊のファイルに収まらない場合は、複数のファイルに分冊してもよろしいでしょうか。	本表No. 317を参照してください。
319	提出書類の作成要領	5	6	ウ							製本要領	別紙2に示す方法による簡易製本とありますが、別紙2に記載されている表紙と背表紙を備えたパイプ式ファイルに綴じることでもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
320	提出書類の作成要領	5	6	イ	⑧						記載要領	それぞれの書類単位で用紙中央・最下段に通し番号を付すこと。とありますが、A3版書類は折り込んでも通し番号が確認できるよう、右側寄りに配置してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
321	提出書類の作成要領	7									別紙2÷正本(A4版) の表紙及び背表紙イ メージ	ご指定の表紙を提出書類の1枚目としてファイル内に綴じてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目								タイトル	質問内容	質問回答
322	様式集										各様式について	各様式の記載要領に記載されている添付資料の他に、経験及び明確な根拠に基づいていることを示すための参考資料を添付資料として付けてよろしいでしょうか。	本表No. 310を参照してください。
323	様式集 提出書類の作成要領	様式5-1 5	(1)								入札書 <del>入札書【正本1部】</del> 記載要領	入札金額の内訳は、任意の書式で後日提出とありますが、可能な範囲で提出時期、提出方法をご教示願います。	落札者として決定した後、持参により提出してください。
324	<del>様式集 (Word)</del>	様式5-2									委任状	本委任状は、代表企業の代表者から、例えば支店長等への入札権限の委任状であって、代表企業の代表者名で入札参加資格審査申請を行う場合には提出は不要との理解でよろしいでしょうか。	入札権限の委任となります。
325	<del>様式6-3</del> 様式集	様式6-3	1-2	2)							解体工事	技術提案書の提出書類として、「2) その他指示する図書」とありますが、具体的に図書名をご教示願います。	解体工事におけるダイオキシン類及びアスベストについて、法令に遵守していることがわかる資料を提出してください。
326	<del>様式集 (Excel)</del>	様式7-1									入札価格内訳資料 (運營業務委託費)	SPC利益は、その他経費に含めるのと理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
327	<del>様式集 (Excel)</del>	様式7-1									入札価格内訳資料 (運營業務委託費)	飛灰処理物の運搬費用は運営変動費のその他経費に含むとの理解でよろしいでしょうか。	(様式7-8) 費用明細書 (その他経費) に明記してください。
328	様式集	様式7-1	※3								入札価格内訳資料 (運營業務委託費)	「※3 各費目とも事業期間を通じて平準化すること」とされていますが、修繕費等は年度毎の修繕内容に応じて変動いたします。修繕費を平準化するために修繕内容を決めるものでもないため、平準化が条件ではなく、平準化に配慮することとして頂けないでしょうか。	様式集に記載のとおりとします。
329	様式集	様式7-1									水道料金 入札価格内訳資料 (運營業務委託費)	若葉いきいきプラザ様への温水供給量に係る上水料金の負担については、基本料金は運営事業者の負担とし、従量料金分については若葉いきいきプラザ様より運営事業者に対してお支払いいただけるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
330	様式集	様式7-1									下水道料金 入札価格内訳資料 (運營業務委託費)	若葉いきいきプラザ様への温水供給量に係る下水道料金の負担については、基本料金は運営事業者の負担とし、従量料金分については若葉いきいきプラザ様より運営事業者に対してお支払いいただけるものと考えてよろしいでしょうか。	運営事業者は下水道料金の基本料・従量料金ともに負担する必要はありません。
331	<del>様式集 (Excel)</del>	様式7-2									入札価格内訳資料 (運營業務委託費)	平成38年度からの損益およびキャッシュフローを記載する様式をご提示いただいておりますが、SPCの開業から平成37年度までに発生する費用 (開業費) とキャッシュフローを計上するため、平成30年度から平成37年度も表に追加してよいとの理解でよろしいでしょうか。またその場合には、貴市にて様式の修正をいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ご指摘部分については、応募者にて追加してください。

No.	資料名	頁	項目								タイトル	質問内容	質問回答
332	様式集	様式7-2-1									事業収支計画 (1)	<p>法人税率は以下の算定式、税率から実効税率29.92%で考えればよろしいでしょうか。入札上の共通条件かと思料いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・算定式 (法人税×(1+地方法人税+県民税+市民税)+地方法人特別税×事業税+事業税) ÷ (1+地方法人特別税×事業税+事業税)</li> <li>・税率 法人税23.20%、地方法人税4.40%、事業税0.70%、県民税4.00%、市民税9.70%、地方法人特別税 414.2%。</li> </ul>	法人税等 (合計) 欄の計算方法については、応募者の提案に委ねます。
333	様式集	様式7-2-2									事業収支計画 (2)	<p>キャッシュフローは当該年度発生する収入と支払で整理してよろしいでしょうか。例えば、法人税を実際に納付する年度と所得算定年度が異なる場合でも、所得算定年度に納付するものとして計上することと同一の考えです。</p>	ご理解のとおりです。
334	様式集	様式7-2-1 様式7-2-2									事業収支計画 (1) 事業収支計画 (2)	<p>平成33年度から平成37年度のSPC開業費は、様式7-2-1「運営固定費 その他経費相当」及び様式7-2-2「開業費」に計上するものと考えて宜しいでしょうか。また、その場合は平成38年度に一括して計上して宜しいでしょうか。</p>	本表No. 331を参照してください。
335	様式集	様式7-3									費用明細書 (開業費)	<p>SPCは運営業務委託契約の仮契約を締結する平成31年1月下旬頃までに設立することになります。運営開始までの法人税等は本様式に記入するものと考えて宜しいでしょうか。</p>	本表No. 331を参照してください。
336	様式集	様式7-5別紙									費用明細書 (年間運転経費)	<p>当該様式の名称に記載されている費目は、提案によって変わるものと思料いたします。ついては現在の名称は参考で、提案内容によって、適宜、名称を適切に記載するものと理解してよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
337	様式集	様式7-5別紙									費用明細書 (年間運転経費)	<p>水道使用料金及び下水道使用料金には、若葉いきいきプラザ様への給水量を含むものとの理解でよろしいでしょうか。また、若葉いきいきプラザ様への年間合計給水量は、貴要求水準書添付資料14「若葉いきいきプラザエネルギー使用量 (参考)」に基づき、4,231m<sup>3</sup>/年として見込むものとしてよろしいでしょうか。</p>	本表No. 329及び本表No. 330を参照してください。
338	様式集	様式7-5別紙									費用明細書 (年間運転経費) 電力	<p>「場外供給電力」には若葉いきいきプラザ様及び北谷津温水プール様への合計電力供給量を記載するものと考えてよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
339	様式集	様式7-5別紙									費用明細書 (年間運転経費) 電力	<p>「場外供給電力」のうち若葉いきいきプラザ様への年間供給量は、貴要求水準書添付資料14「若葉いきいきプラザエネルギー使用量 (参考)」に基づき、203,418kWh/年として見込むものとしてよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
340	様式集	様式7-5別紙									費用明細書 (年間運転経費) 電力	<p>「場外供給電力」のうち北谷津温水プール様への年間供給量は、貴要求水準書添付資料17「北谷津温水プールエネルギー使用量 (参考)」に基づき、1,828,570kWh/年として見込むものとしてよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目								タイトル	質問内容	質問回答	
341	<del>様式8-1～26</del> 様式集	様式8-1～26										「※2 提案内容については、施設計画図書でその詳細が記載されているページが分かるように記載すること。」とありますが、「施設計画図書」とは技術提案書のことと理解してよろしいでしょうか。	ご指摘の「施設計画図書」は誤記です。「技術提案書及び事業計画に係る提出書類」と読み替えてご理解ください。	
342	様式集	様式8-1	1	(1)	ア							<del>信頼性・安全性(安全で安定した施設)ー</del> 運転計画	「定期修繕については9月中の15日程度を想定している」とありますが、定期修繕とは全炉停止のことと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
343	様式集	様式8-1	1	(1)	ア							<del>信頼性、安全性(安全で安定した施設)ー</del> 運転計画	年間運転計画書(様式8-1別紙)は様式の指定はないものとの理解でよろしいでしょうか。また、保守管理、修繕等を考慮した年間運転計画を作成とありますが、運営初年度の年間計画を添付すればよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。なお、要求水準書添付資料10に基づき作成してください。後段については、ご理解のとおりです。
344	<del>様式8-2</del> 様式集	4 様式8-2	1	(1)	イ							<del>【評価のポイント】</del> 他所灰及び破碎不燃残渣の安定処理	「年間運転計画における2炉運転の場合では、処理対象物中の可燃ごみに対する破碎不燃残渣及び他所灰の割合が高くなる。」とあり、参考表に1炉当たりの処理量及び処理能力に対する負荷率の記載がありますが、1日あたりの破碎不燃残渣および他所灰の処理量は事業者提案としてもよろしいでしょうか。	ご指摘の2炉運転の場合は、参考表に示す2炉運転の場合の処理量及び負荷率を前提条件として提案してください。
345	様式集	様式8-9	2	(1)	イ							<del>資源・エネルギー回</del> 収 副生成物(溶融スラグ、メタル、鉄・アルミ及びその他の金属)の活用計画	副生成物の活用計画(基準ごみ時)の表に記載がある「有効入用先」は、「有効利用先」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご指摘の「有効入用先」は誤記です。「有効利用先」と読み替えてご理解ください。
346	<del>様式8-11</del> 様式集	様式8-11	2	(3)	ア							熱回収率(21.5%以上)及び発電量	年間発電電力量等を算出する際の公平性を確保するため、以下の条件をご指定願います。 ①若葉いきいきプラザへの電力供給量(時期、時間、量) ②若葉いきいきプラザへの温水供給量(時期、時間、量) ③北谷津温水プールへの電力供給量(時期、時間、量) ④北谷津温水プールへの蒸気供給量(時期、時間、量)	年間発電電力量の提案に当たっては、場外利用は含まないもの(電気供給及び熱供給なし)として算出してください。
347	<del>様式8-11</del> 様式集	様式8-11	2	(3)	ア							<del>年間発電電力量、年間売電電</del> 量 熱回収率(21.5%以上)及び発電量	年間発電電力量、年間売電電力量は、以下の条件にて算出との理解でよろしいでしょうか。 ①ごみ量:計画処理量142,314t/年(災害廃棄物量は含まない) ②ごみ質:基準ごみ(10,100kJ/kgに他所灰の混合を考慮) ③H38年度(初年度)の電力量を提案書に記載 ④場外余熱利用を考慮(余熱利用条件は添付資料14～15に準拠)	本表No.346を参照してください。
348	様式集	様式8-11	2	(3)	ア							<del>資源・エネルギーの</del> 回収(循環型社会に 適応した施設)ー 熱回収率(21.5%以上)及び発電量	本紙に記載する各種電力量は、様式8-9や様式8-10と同様に基準ごみ時について記載するものと考えてよろしいでしょうか。	本表No.346を参照してください。
349	様式集	様式8-11	2	(3)	ア							<del>資源・エネルギーの</del> 回収(循環型社会に 適応した施設)ー 熱回収率(21.5%以上)及び発電量	表「■発電電力量等」の「自家消費電力量」には、本施設内での消費電力量のみを記載するものと考えてよろしいでしょうか。	本表No.346を参照してください。

No.	資料名	頁	項目								タイトル	質問内容	質問回答
350	様式集	様式8-11	2	(3)	ア						資源・エネルギーの回収(循環型社会に適応した施設)熱回収率(21.5%以上)及び発電量	表「■発電電力量等」に場外供給電力量を記載する欄がありません。欄を追加して、場外供給電力量を記載してもよろしいでしょうか。	本表No. 346を参照してください。
351	様式集	様式8-11	2	(3)	ア						資源・エネルギーの回収(循環型社会に適応した施設)熱回収率(21.5%以上)及び発電量	表「■発電電力量等」の「購入電力量」には、場外施設へ供給するために購入する電力量を含むと考えてよろしいでしょうか。	本表No. 346を参照してください。
352	様式8-15 様式集	様式8-15	4	(1)	ア						二酸化炭素排出量	二酸化炭素排出量を算出する際の公平性を確保するため、以下の条件をご指定願います。 ①若葉いきいきプラザへの電力供給量(時期、時間、量) ②若葉いきいきプラザへの温水供給量(時期、時間、量) ③北谷津温水プールへの電力供給量(時期、時間、量) ④北谷津温水プールへの蒸気供給量(時期、時間、量)	二酸化炭素排出量の提案に当たっては、場外利用は含まないもの(電気供給及び熱供給なし)として算出してください。
353	様式集	様式8-15	4	(1)	ア						環境保全性(環境にやさしい施設)二酸化炭素排出量	本紙に記載する温室効果ガス排出量及び削減量は、様式8-9や様式8-10と同様に基準ごみ時について記載するものと考えてよろしいでしょうか。	本表No. 352を参照してください。
354	様式集	様式8-15	4	(1)	ア						環境保全性(環境にやさしい施設)二酸化炭素排出量	温室効果ガス排出量の算出にあたり、購入電力量には場外施設へ供給するために購入する電力量を含むと考えてよろしいでしょうか。	本表No. 352を参照してください。
355	様式集	様式8-15	4	(1)	ア						環境保全性(環境にやさしい施設)二酸化炭素排出量	本施設がもたらす温室効果ガス削減効果には、売電だけでなく、場外施設への電力供給及び熱供給も含まれると考えます。場外施設供給による削減分も記載するものと考えてよろしいでしょうか。	本表No. 352を参照してください。
356	基本協定書(案)	2	第4条	第1項							賠償額の予定	建設期間中のみ対応する協力企業は、建設完了後の運営事業期間中については前条第4項に該当する場合の企業グループ賠償責任は適用されないと考えてよろしいでしょうか。	本市との関係では連帯債務となりますので適用されません。
357	基本協定書(案)	4	第10条	第2項							秘密保持義務	(5)として、以下の内容を追加いただけますでしょうか。「正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を負うことなく合法的に入手したものの、または、本協定と関係なく独自に開発されたもの。」	原案のとおりとします。
358	基本協定書(案)	4	第10条	第3項	(6)						秘密保持義務	本号にて想定されているケースは、運営業務委託契約書(案)第54条にて規定されている、運営期間終了後に本施設を運営する次期運営事業者に対し、運営事業者が運営期間中に作成した図書、資料、蓄積したデータ及びノウハウ等を発注者が当該次期運営事業者に提供することを想定しているのでしょうか。 次期運営事業者が本施設を運営するために必要となる運営事業者が作成した図書、資料、蓄積したデータ及びノウハウ等を提供する必要があることは承知しておりますが、当該ノウハウ等の一部には、第三者に開示することで運営事業者の競争上の地位を害するおそれがあるものが含まれているため、開示に際して運営事業者又は代表企業から事業者への事前協議を要することとさせていただきます。	開示しないことについて法令上正当な利益があると認められる場合には協議いたしますが、本施設の継続的な運営に支障が生じさせない範囲で必要な情報を次期運営事業者に提供できることが前提となります。なお、要求水準書運営・維持管理業務編 13ページ第1章第4節5「本業務期間終了時」を参照してください。

No.	資料名	頁	項目								タイトル	質問内容	質問回答
359	基本協定書（案）	4	第10条	第3項	(2) (5)						秘密保持義務	法令等に従い開示が要求される場合及び貴市が市議会に開示する場合、企業グループ及び運営事業者が提供する情報、書類、図面等は、千葉県情報公開条例に定める「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」として、開示の例外として取り扱われると理解してよろしいでしょうか。	情報公開条例の適用については、条例規定のとおりです。
360	基本契約書（案）	3	第14条	第2項							秘密保持義務及び個人情報の取扱い	(5)として、以下の内容を追加いただけますでしょうか。 「正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を負うことなく合法的に入手したもの、または、本協定と関係なく独自に開発されたもの。」	原案のとおりとします。
361	基本契約書（案）	3	第14条	第3項	(2) (5)						秘密保持義務及び個人情報の取扱い	法令等に従い開示が要求される場合及び貴市が市議会に開示する場合、企業グループ及び運営事業者が提供する情報、書類、図面等は、千葉県情報公開条例に定める「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」として、開示の例外として取り扱われると理解してよろしいでしょうか。	情報公開条例の適用については、条例規定のとおりです。
362	建設工事請負契約書（案）	4	契約金額	4							契約金額	建設工事請負契約書（案）での契約金額は（設計・建設業務費）の合計金額のみの明示となっておりますが、設計業務、プラント建設、建築工事、解体工事を施工分担方式による共同企業体で契約をする場合（乙型JV）、入札の後日に提出する内訳書に基づいて、各々の請負金額を別紙等で明示するものと理解してよろしいでしょうか。	内訳書については参考の様式を提示します。
363	基本契約書（案）別記	6	第15条	第1項							契約の解除及び損害賠償	見学者の個人情報等の管理は厳重に行いますが、万が一の事故、ミス等で個人情報が漏れた場合に、契約を解除されるのは過大ではないかと考えます。ついては、以下の変更のように当該情報の洩れによる損害賠償に限定して頂けないでしょうか。 (原文) 本市は、次のいずれかに該当するときは、契約の解除及び損害賠償を請求することができるものとする。  (変更) 本市は、次のいずれかに該当するときは、損害賠償を請求することができるものとする。	原案のとおりとします。
364	基本契約書（案）別紙 ±	8	定義集 別紙1	定義集							運営業務委託契約	以下に変更をお願いできないでしょうか。  変更前：「運営業務委託契約」とは、基本契約の規定に基づき、本市及び運営事業者が本施設の運営・維持管理業務の委託に関して締結する、千葉県新清掃工場運営業務委託契約書をいう。  変更後：「運営業務委託契約」とは、基本契約の規定に基づき、本市及び運営事業者が本施設の運営・維持管理業務の委託に関して締結する、千葉県新清掃工場運営業務委託契約書並びにこれに係る質問回答（本市が平成30年●月●日付で公表したもの）をいう。	原案のとおりとします。

No.	資料名	頁	項目								タイトル	質問内容	質問回答
365	基本契約書（案）別紙 ±	8	定義集 別紙1	定義集							基本協定	<p>以下に変更をお願いできないでしょうか。</p> <p>変更前：「基本協定」とは、本市及び企業グループが、運営事業者の設立及び事業契約の締結に関して締結した平成30年●月●日付千葉市新清掃工場建設及び運営事業基本協定書をいう。</p> <p>変更後：「基本協定」とは、本市及び企業グループが、運営事業者の設立及び事業契約の締結に関して締結した平成30年●月●日付千葉市新清掃工場建設及び運営事業基本協定書並びにこれに係る質問回答（本市が平成30年●月●日付で公表したもの）をいう。</p>	原案のとおりとします。
366	基本契約書（案）別紙 ±	8	定義集 別紙1	定義集							基本契約	<p>以下に変更をお願いできないでしょうか。</p> <p>変更前：「基本契約」とは、千葉市清掃工場建設及び運営事業基本契約書をいう。</p> <p>変更後：「基本契約」とは、千葉市清掃工場建設及び運営事業基本契約書並びにこれに係る質問回答（本市が平成30年●月●日付で公表したもの）をいう。</p>	原案のとおりとします。
367	基本契約書（案）別紙 ±	9	定義集 別紙1	定義集							建設工事請負契約	<p>以下に変更をお願いできないでしょうか。</p> <p>変更前：「建設工事請負契約」とは、設計・建設業務の実施のために、基本契約に基づき、本市及び建設事業者が締結する、千葉市新清掃工場建設工事請負契約書をいう。</p> <p>変更後：「建設工事請負契約」とは、設計・建設業務の実施のために、基本契約に基づき、本市及び建設事業者が締結する、千葉市新清掃工場建設工事請負契約書これに係る質問回答（本市が平成30年●月●日付で公表したもの）をいう。</p>	原案のとおりとします。
368	建設工事請負契約書 （案）	± 10	第4章	第32条	第2項						著作権の利用等	「著作権を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。」とありますが、対象物についてはご協議いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。
369	基本契約書（案）	別紙3 12	別紙3								保証書	保証上限額の記載がありません。保証上限額を規定頂けませんでしょうか。（例えば基本契約書（案）第8条に記載の運営保証対象額である、運営業務委託費の一会計年度における総額の10分の3など）	原案のとおりとします。
370	基本契約書（案）	別紙3 12	別紙3								保証書	本保証による代表企業の保証期間は、代表企業が出資する運営事業者の運営期間と考えてよろしいでしょうか。	運営期間が終了したとしても、運営事業者の行為に起因する損害賠償義務等が発生した場合には、保証の対象となります。
371	建設工事請負契約書 （案）	全般									契約詳細の協議	ご提示頂いております「建設工事請負契約書（案）」につきましては、共同施工方式で共同企業体を結成した場合の契約条項が基本になっているものと思われま。施工分担方式で共同企業体を結成した場合に本契約書（案）で不都合が生じた場合、本契約書（案）を元に形式等の御協議を頂けるものとの理解でよろしいでしょうか。	共同企業体が受注者となる場合、共同企業体として連帯して責任を負担することを前提に、形式面については契約の趣旨を変更しない範囲で必要な調整をいたします。

No.	資料名	頁	項目								タイトル	質問内容	質問回答
372	建設工事請負契約書 (案)	6	第24条 第3章	第24条							支払限度額及び出来高予定額	別紙5に定める支払限度額及び出来高予定額は事業者が様式7-3にて提案する設計・建設業務費の年度展開に基づき定めて頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
373	建設工事請負契約書 (案)	6	第25条 第3章	第1項 第25条	第1項						前金払および中間前金払	1回における前払金は当該年度の4/10以内の支払いを請求できるとありますが、金額としての上限額があるのでしょうか。また、第25条のタイトル「前金払」は「前払金」のことと理解してよろしいでしょうか。	前段については、出来高予定額の4/10以内とご理解ください。後段については、前金払とは支払制度の名称であり、前払金とは前金払制度によって支払う費用となります。
374	建設工事請負契約書 (案)	6	第25条 第3章	第3項 第25条	第3項						前金払および中間前金払	前払金と中間前払金を併用することは可能と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
375	建設工事請負契約書 (案)	9	第29条 第3章	第29条							賃金又は物価の変動に基づく設計・建設業務費の変更	設計・建設業務費の変更については、建築やプラントの個別指数により各々協議して定めるとの理解でよろしいでしょうか。	指数も一定の参考としますが、具体的な適用基準は第29条に定めるとおりです。なお、実施設計時に協議します。
376	建設工事請負契約書 (案)	10	第32条 第4章	第2項 第32条	第2項						著作権の利用等	<p>受注者が作成した成果物の著作権を無償で譲渡する旨が規定されていますが、当該成果物は、受注者がこれまでの事業で培ってきた技術・ノウハウ等の蓄積が含まれているものであり、受注者の競争力の源泉となりうるものです。当該成果物の著作権を譲渡することは、第三者への開示を含めなんらの制限なく取り扱えることとなり、受注者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、本項は以下に変更をお願いいたします。</p> <p>(原文) 「受注者は、成果物（受注者が本請負契約に基づき発注者に提出した一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。」</p> <p>(変更) 「受注者が本請負契約に基づき発注者に対して提供した一切の書類、図面、写真、映像等（以下、「成果物」という。）に関する著作権は、受注者に帰属する。ただし、受注者は、発注者に対して、本事業の目的を達成するために必要な限度で、当該成果物を無償で使用させる。」</p>	原案のとおりとします。
377	建設工事請負契約書 (案)	10	第32条 第4章	第5項 第32条	第5項						著作権の利用等	発注者が成果物及び本施設を発注者が利用する際に第三者へ成果物を開示することになる場合は、本請負契約の第35条に定める秘密情報として取り扱われると理解してよろしいでしょうか。また、成果物には第三者に開示することで運営事業者の競争上の地位を害するおそれがあるものが含まれているため、開示に際しての事前協議を要することとさせていただきます。	守秘義務については第35条に規定するとおりです。なお、開示しないことについて法令上正当な利益があると認められる場合には協議いたします。
378	建設工事請負契約書 (案)	11	第35条 第4章	第2項 第35条	第2項						秘密保持義務及び個人情報の取扱い	(5)として、以下の内容を追加いただけますでしょうか。「正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を負うことなく合法的に入手したものの、または、本協定と関係なく独自に開発されたもの。」	原案のとおりとします。

No.	資料名	頁	項目								タイトル	質問内容	質問回答
379	建設工事請負契約書 (案)	11	第35条 第4章	第3項 第35条	(6) 第3項	(6)					秘密保持義務及び個人情報の取扱い	本号にて想定されているケースは、運営期間終了後に本施設を運営する次期運営事業者に対し、運営事業者が運営期間中に作成した図書、資料、蓄積したデータ及びノウハウ等を発注者が当該次期運営事業者に提供することを想定しているのでしょうか。次期運営事業者が本施設を運営するために必要となる運営事業者が作成した図書、資料、蓄積したデータ及びノウハウ等を提供する必要があることは承知しておりますが、当該ノウハウ等の一部には、第三者に開示することで運営事業者の競争上の地位を害するおそれがあるものが含まれているため、開示に際して発注者から事業者への事前協議を要することとさせていただきます。	開示しないことについて法令上正当な利益があると認められる場合には協議いたしますが、本施設の継続的な運営に支障が生じさせない範囲で必要な情報を次期事業者に提供できることが前提となります。なお、要求水準書運営・維持管理業務編 13ページ第1章第4節5「本業務期間終了時」を参照してください。
380	建設工事請負契約書 (案)	11	第35条 第4章	第3項 第35条	第3項						秘密保持義務及び個人情報の取扱い	法令等に従い開示が要求される場合及び貴市が市議会に開示する場合、企業グループ及び運営事業者が提供する情報、書類、図面等は、千葉県情報公開条例に定める「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」として、開示の例外として取り扱われると理解してよろしいでしょうか。	情報公開条例については、条例規定のとおりです。
381	建設工事請負契約書 (案)	13	第39条 第5章	第3項 第2節	第39条	第3項					事前調査	障害物の存在が～予見できなかったものである場合には、直ちにその旨を発注者に通知しなければならないとありますが、ご提供頂いた資料記載がなく、また、各種調査で確認にて発見できなかった地中障害物は「予見できなかった障害物」になるとの認識でよろしいでしょうか。	受注者が通常実施可能な各種調査を行っても発見できないと認められる場合には、ご理解のとおりです。
382	建設工事請負契約書 (案)	13	第39条 第5章	第3項 第2節	第39条	第3項					事前調査	障害物の存在が～予見できなかったものである場合には、直ちにその旨を発注者に通知しなければならないとありますが、除去等の費用と責任については、貴市にてご負担いただくとの理解でよろしいでしょうか。また第5項に規定されるように追加の費用負担は貴市が負い、契約解除に至った場合の損害賠償も貴市にて負って頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	第5項にあるとおり、発注者の検討において必要と認められた範囲で発注者は費用を負担します。なお契約解除の場合については、第9章をご参照ください。
383	建設工事請負契約書 (案)	18	第56条 第7章	1 第56条	第1項						履行遅滞の場合における損害金等	遅延損害金を請求される場合の徴収は、請求された年度における設計・建設業務費からの控除で対応させていただけないでしょうか。	ご理解のとおりです。
384	建設工事請負契約書 (案)	19	第59条 第7章	第1項 第59条	第1項						本施設の瑕疵検査	公共工事標準請負契約約款第44条（瑕疵担保）の規定と同様に、次の内容を追加いただけないでしょうか。→ 「ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。」	原案のとおりとします。
385	建設工事請負契約書 (案)	26	第76条 第9章	第1項 第76条	第1項						解除に伴う措置	発注者は、本請負契約が解除された場合には、出来形部分の引渡しを受けることができるとされていますが、通常の公共工事標準請負約款では、引受けることが原則義務とされており、また、本請負契約において、発注者が引受けない場合の規定がないことから、「引渡しを受ける」としていただけませんでしょうか。	原案のとおりとします。
386	運営業務委託契約書 (案)	1	第7条 第1章	2 第7条	第2項						契約保証金	運営保証対象額とは、入札説明書に記載されている年度運営費の100分の30に相当する額という理解でよろしいでしょうか。	本表No. 5を参照してください。

No.	資料名	頁	項目								タイトル	質問内容	質問回答
387	運営業務委託契約書 (案)	1	第7条 第1章	2 第7条	第2項						契約保証金	契約保証金は、銀行保証、履行保証保険、保証事業会社保証のいずれかを付保することが一般的であると思量します。本条件では運営業務委託契約締結時から運営期間の終了までの長期間（20年以上）担保する保証若しくは保険となり、保証若しくは保険の付保自体が困難なことが懸念されます。従って、運営業務委託契約の締結時に差し入れるのではなく、業務の履行を保証する当該運営年度開始時に差し入れることとさせていただきますでしょうか。	原案のとおりとします。
388	運営業務委託契約書 (案)	4	第19条 第2章	第3項 第1節	第19条	第3項					運営・維持管理業務 の開始の遅延	「発注者に生じた損害の額が前項の違約金を超過する場合には、発注者は、当該超過部分につき、受注者に対し、その賠償を請求することができる。」とありますが、通常違約金は損害賠償の予定として設定されるものでありこれを越えた損害の賠償を受注者が負担することは過度な負担となります。受注者の責めに帰すべき事由により、本施設について運転業務を運営開始日に開始することができなかった場合は、第19条第1項に定める違約金として支払うことのみとさせていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
389	運営業務委託契約書 (案)	5	第21条 第2章	6 第2節	第21条	第6項					従業員の確保	ボイラー・タービン主任技術者及び電気主任技術者は工事の開始前までに確保するとありますが、解体造成工事期間は必要とならないため、電気事業法上必要な時期に確保するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。また、運営業務委託契約書（案）第21条第6項についても確認して下さい。
390	運営業務委託契約書 (案)	6	第26条 第2章	1 第3節	第26条	第1項					自己搬入車者からの ごみの受付及びごみ 処理手数料の徴収	発注者は、受注者に、自己搬入者、許可業者等が搬入するごみの受付及び所定のごみ処理手数料を徴収する事務を委託しておりますが、要求水準書（運営・維持管理業務編）第3章第5節1(2)には、自己搬入者については、搬出用計量機での計量時に料金徴収を行う。許可業者については、月締めの納入通知書により本市が料金徴収を行うと記載されています。こちらは要求水準書が正しいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
391	運営業務委託契約書 (案)	8	第35条 第2章	3 第3節	第35条	第3項					副生成物	発注者および受注者が、処理不適物および飛灰処理物の運搬につき、一般廃棄物運搬業を行う第三者との間で三者契約をする場合は、運搬費用を含む一切の費用は受注者の負担であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
392	運営業務委託契約書 (案)	8	第35条 第2章	第3項 第3節	第35条	第3項					副生成物	一般廃棄物運搬業を行う第三者とありますが、これは受注者が選定するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
393	運営業務委託契約書 (案)	10	第40条 第2章	第6項 第5節	第40条	第6項					費用負担及び運転停 止に対する運営固定 費の減額	「受注者は、第1項の規定による費用の負担及び前項の規定による運営固定費の減額のほか、自らの責めに帰すべき事由による（前項の規定により受注者の責めに帰すべき事由とみなされる場合を含む。）異常事態の発生又は計画外の運転停止と相当因果関係を有する発注者に生じた損害を、発注者に賠償しなければならない。」とありますが、通常減額金額は損害賠償の予定として設定されるものであり、損害賠償の一部であると考えられます。減額金額に加え損害賠償を受注者が負担することは過度な負担となりますので、受注者が負担する損害賠償については、減額金額のみを負担することとさせていただきます。	原案のとおりとします。

No.	資料名	頁	項目								タイトル	質問内容	質問回答	
394	運営業務委託契約書 (案)	11	第41条 第2章	第2項 第5節	第41条	第2項						運転停止を伴わない異常事態の発生に対する運営固定費の減額	「受注者は、…当該異常事態の発生と相当因果関係を有する損害を、発注者に賠償しなければならない。」とありますが、通常運営固定費の減額は損害賠償の予定として設定されるものであり、損害賠償の一部であると考えられます。運営固定費の減額に加え損害賠償を受注者が負担することは過度な負担となりますので、受注者が負担する損害賠償については、第41条第1項に定める運営固定費の減額のみを負担することとさせていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
395	運営業務委託契約書 (案)	11	第43条 第2章	第2項 第7節	第43条	第2項						ごみ質の変動により基準値を遵守できない場合	「発注者が前項の規定による確認を行い、受注者の申立てが合理的であると認めた場合」との記載があるが、計画ごみ質を逸脱したごみを処理することになり用役資材の使用量が想定を上回った場合、精算の対象となるという理解でよろしいでしょうか。	第43条第4項を参照してください。
396	運営業務委託契約書 (案)	15	第56条 第8章	第56条								発注者の解除	受注者(第12号の場合は企業グループの構成員又は協力企業)とありますが、運営業務委託契約書なので協力企業は運営に関連する企業のみという理解でよろしいでしょうか。	基本契約書の前文及び定義集(別紙1)をご参照ください。
397	運営業務委託契約書 (案)	18	第9章	第61条	第2項							著作権の利用等	「著作権を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。」とありますが、対象物についてはご協議いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
398	運営業務委託契約書 (案)	18	第61条 第9章	第2項 第61条	第2項							著作権の利用等	受注者が作成した成果物の著作権を無償で譲渡する旨が規定されていますが、当該成果物は、受注者がこれまでの事業で培ってきた技術・ノウハウ等の蓄積が含まれているものであり、受注者の競争力の源泉となりうるものです。当該成果物の著作権を譲渡することは、第三者への開示を含めなんらの制限なく取り扱えることとなり、受注者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、本項は以下に変更をお願いいたします。  (原文) 「受注者は、成果物(受注者が本請負契約に基づき発注者に提出した一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。)が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権(同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。」  (変更) 「受注者が本請負契約に基づき発注者に対して提供した一切の書類、図面、写真、映像等(以下、「成果物」という。)に関する著作権は、受注者に帰属する。ただし、受注者は、発注者に対して、本事業の目的を達成するために必要な限度で、当該成果物を無償で使用させる。」	原案のとおりとします。

No.	資料名	頁	項目								タイトル	質問内容	質問回答
399	運営業務委託契約書 (案)	18	第61条 第9章	第5項 第61条	第5項						著作権の利用等	発注者が成果物及び本施設を発注者が利用する際に第三者へ成果物を開示することになる場合は、本請負契約の第35条に定める秘密情報として取り扱われると理解してよろしいでしょうか。また、成果物には第三者に開示することで運営事業者の競争上の地位を害するおそれがあるものが含まれているため、開示に際して発注者から受注者への事前協議を要することとさせていただきます。	守秘義務については第64条に規定するとおりです。なお、開示しないことについて法令上正当な利益があると認められる場合には協議いたします。
400	運営業務委託契約書 (案)	19	第64条 第9章	第2項 第64条	第2項						秘密保持義務	(5)として、以下の内容を追加いただけますでしょうか。 「正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を負うことなく合法的に入手したもの、または、本協定と関係なく独自に開発されたもの。」	原案のとおりとします。
401	運営業務委託契約書 (案)	19	第64条 第9章	第3項 第64条	(6) 第3項	(6)					秘密保持義務	本号にて想定されているケースは、運営業務委託契約書(案)第54条にて規定されている、運営期間終了後に本施設を運営する次期運営事業者に対し、運営事業者が運営期間中に作成した図書、資料、蓄積したデータ及びノウハウ等を発注者が当該次期運営事業者に提供することを想定しているのでしょうか。 次期運営事業者が本施設を運営するために必要となる運営事業者が作成した図書、資料、蓄積したデータ及びノウハウ等を提供する必要があることは承知しておりますが、当該ノウハウ等の一部には、第三者に開示することで運営事業者の競争上の地位を害するおそれがあるものが含まれているため、開示に際して運営事業者又は代表企業から事業者への事前協議を要することとさせていただきます。	開示しないことについて法令上正当な利益があると認められる場合には協議いたしますが、本施設の継続的な運営に支障が生じさせない範囲で必要な情報を次期事業者に提供できることが前提となります。なお、要求水準書「運営・維持管理業務編 13ページ第1章第4節5「本業務期間終了時」を参照してください。
402	運営業務委託契約書 (案)	19	第64条 第9章	第3項 第64条	(2) (6) 第3項	(2) (5)					秘密保持義務	法令等に従い開示が要求される場合及び貴市が市議会に開示する場合、企業グループ及び運営事業者が提供する情報、書類、図面等は、千葉市情報公開条例に定める「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」として、開示の例外として取り扱われると理解してよろしいでしょうか。	情報公開条例については、条例規定のとおりです。
403	運営業務委託契約書 (案)	33	3 別紙3	3							運営業務委託費の改定	運営業務委託費の改定が物価変動によるものしか記載がないように思料いたします。物価変動以外にも、要求水準との乖離に起因(ごみ量、ごみ質が要求水準と乖離等)して、運営事業者に費用増が生じた場合は、運営委託費の改定を貴市と協議できるものと考えてよろしいでしょうか。	基本的に改定は予定されていませんが、要求水準との乖離が明らかであることを本市が確認した場合に協議に応じる可能性はあります。
404	運営業務委託契約書 (案)	33	3 別紙3	(1) 3	(1)						運営業務委託費の改定 改定方法	指標の改定方法について、事業者が落札した際には事業提案書にて提案した指標をもって発注者により協議対象として認められるという認識でよろしいでしょうか。	運営業務委託契約書(案)のとおりです。
405	—	—									実施方針に関する質問、意見への回答	実施方針等に対する質問・意見への回答(平成30年2月2日、一部修正平成30年3月29日、一部修正平成30年4月19日)は、本入札公告においても有効であると理解してよろしいでしょうか。	「実施方針等に対する質問・意見への回答」は有効ではありません。
406	実施方針										質問回答	実施方針時の際に質問回答を頂いた事項については、再度質問として挙げなくとも、今回の入札公告に適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	本表No. 405を参照してください。

No.	資料名	頁	項目								タイトル	質問内容	質問回答
407	—	—										過去3年分程度のごみ質測定データ(低位発熱量、三成分、可燃分中の元素組成)を頂けないでしょうか。	参照資料を追加します。要求水準書添付資料25「過去3年分のごみ質測定データ」を参照してください。